

議 事 日 程 （第 1 号）

平成30年 3 月 2 日（金曜日）午前 9 時30分 開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 例月出納検査結果報告
- 日程第 4 議員派遣の件
- 日程第 5 一 般 質 問
- 日程第 6 承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについて
 - 専第12号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第 8 号）
 - 専第 1 号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第 9 号）
 - 専第 2 号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
 - 専第 3 号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第10号）
- 日程第 7 議案第 1 号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更について
- 日程第 8 議案第 2 号 東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 3 号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第 4 号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第 5 号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第 6 号 東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について
- 日程第13 議案第 7 号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 議案第 8 号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第 9 号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第11号）
- 日程第16 議案第10号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第17 議案第11号 平成29年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第18 議案第12号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第19 議案第13号 平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第20 議案第14号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第 5 号）
- 日程第21 議案第15号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第22 議案第16号 工事請負変更契約の締結について
- 日程第23 議案第17号 財産の処分について
- 日程第24 同意第 1 号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第25 同意第 2 号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第26 同意第 3 号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第27 同意第 4 号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について

- 日程第28 同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について
- 日程第29 議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例について
- 日程第30 議案第19号 東白川村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第31 議案第20号 東白川村木材関連産業担い手育成住宅の設置及び管理に関する条例について
- 日程第32 議案第21号 平成30年度東白川村一般会計予算
- 日程第33 議案第22号 平成30年度東白川村国民健康保険特別会計予算
- 日程第34 議案第23号 平成30年度東白川村介護保険特別会計予算
- 日程第35 議案第24号 平成30年度東白川村簡易水道特別会計予算
- 日程第36 議案第25号 平成30年度東白川村下水道特別会計予算
- 日程第37 議案第26号 平成30年度東白川村国保診療所特別会計予算
- 日程第38 議案第27号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算

出席議員（7名）

1番	今井美和	2番	今井美道
3番	桂川一喜	4番	樋口春市
5番	服田順次	6番	今井保都
7番	安江祐策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村長	今井俊郎	教育長	安江雅信
参事	安江良浩	総務課長	安江誠
村民課長	今井明德	産業振興課長	今井稔
地域振興課長	桂川憲生	建設環境課長	今井義尚
教育課長	安江任弘	国保診療所 事務局長	伊藤保夫
会計管理者	今井英樹	監査委員	安江弘企

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局 次長	安江由次
-------------	------

◎開会及び開議の宣告

○議長（服田順次君）

ただいまから平成30年第1回東白川村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は7名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付申し上げたとおりであります。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（服田順次君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定により、1番 今井美和君、2番 今井美道君を指名します。

◎会期の決定について

○議長（服田順次君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間にしたいと思います。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの12日間に決定しました。

◎例月出納検査結果報告

○議長（服田順次君）

日程第3、例月出納検査結果報告を議題とします。

監査委員の報告を求めます。

監査委員 安江弘企君。

○監査委員（安江弘企君）

平成30年3月2日、東白川村議会議長 服田順次様。東白川村監査委員 安江弘企、同じく今井保都。

例月出納検査結果報告。

平成29年11月分、12月分及び30年1月分の出納検査を実施したので、その結果を地方自治法第235条の2第3項の規定により報告する。

記1. 検査の対象 平成29年11月分、12月分及び平成30年1月分の東白川村一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、簡易水道特別会計、下水道特別会計、国保診療所特別会計、後期高齢者医療特別会計、歳入歳出外会計及び基金に係る現金、預金等の保管状況。

2. 検査の時期 平成29年12月25日、平成30年1月30日及び2月26日。

3. 検査の結果 平成29年11月末日、12月末日及び平成30年1月末日における上記会計の予算執行状況、現金及び預金の現在高並びにその保管状況は別紙のとおりであり、諸帳簿の計数は全て関係書類に合致し正確であった。以上であります。

○議長（服田順次君）

監査委員の報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、例月出納検査結果報告を終わります。

◎議員派遣の件

○議長（服田順次君）

日程第4、議員派遣の件を議題とします。

本件について、趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

それでは、議員派遣の件について報告いたします。

次のとおり、議員を派遣する。

派遣名、目的、派遣場所、期間、派遣議員の順に読み上げますのでよろしくお願ひします。

1. 第20回東白川村保健・医療・福祉3施設合同研究会、保健・医療・福祉に資する、保健福祉センター、平成30年3月2日、議員全員。

2. 中学校卒業証書授与式、青少年の健全育成に資する、中学校、平成30年3月6日、議員全員。

3. 消防団入退団式、消防団活動の活性化と防火・防災に資する、小学校、平成30年3月11日、議員全員。

4. 小学校卒業証書授与式、児童の健全育成に資する、小学校、平成30年3月23日、議員全員。

5. みつば保育園卒園式、園児の健全育成に資する、みつば保育園、平成30年3月29日、樋口春市議員、安江祐策議員。

以下の派遣につきましては、既に議長決裁によって議員を派遣しておりますので読み上げませんが、目を通していただきたいと思ひます。

以上で議員派遣の件の報告を終わります。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を省略し、議員派遣の件を採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決定することに、また議長決定分について承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決、承認されました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣の内容について、変更の必要が生じた場合、変更事項について議長一任をお願いできませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更の必要が生じた場合は、議長一任で変更できることに決定しました。

これで議員派遣の件を終わります。

◎一般質問

○議長（服田順次君）

日程第5、一般質問を行います。

通告者は5名です。

通告順に質問を許可します。

6番 今井保都君。

[6番 今井保都君 一般質問]

○6番（今井保都君）

それでは、質問を行います。

3つの社会保障制度の見直しについて質問いたします。

超高齢化社会になりつつある中で、平成30年度から3つの社会保障制度が見直されます。そこで、3年ごとに改定がある介護保険サービス事業所に支払う介護報酬は上がると事業所の収入はふえませんが、利用者の負担がふえる可能性があります。現状のサービスを維持するために、村の介護保険料はどうなるのか心配をしております。村としてどのような対応を考えておみえか、お伺いいたします。

次に、2年ごとに改定がある医療機関に支払われる診療報酬についてですが、この改定により村の診療所の経営は少しは改善されますか。そして、2つの同時改定で高齢者のみとりの対応や夜間や早朝に医師が駆けつける体制など、医療や介護の連携をさらに強化していただきたいものですが、どうでしょうか。

最後に、国民健康保険制度について市町村が個別に運営してきたものが、この4月から都道府県

が財政運営の責任主体となります。村の役割は保険税率の決定と保険税の賦課徴収、保険事業等となっております。村は、今後ますますこれらの事業をより積極的に果たさねばならないと存じます。そこで、本村においては、保険税は現在、賦課方式4方式をとっておられますが、3方式に移行する必要があると思います。法定外繰り入れをなくすと保険税を上げる必要が生じると思います。今後、村はどのように対応していかれるでしょうか。

また、保健事業で医療費抑制や介護などが必要でない状態で生活できる健康寿命を引き上げるための健康づくりの取り組みが今後重要かと考えます。村民の負担がさらにふえない政策を期待して、村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井保都議員の質問にお答えをします。

まずは、介護報酬の改定による利用者負担の増加と介護保険料についての御質問です。

平成30年度介護報酬改定は、地域包括ケアシステムを推し進める自立支援、重度化防止の取り組みを強化、多様な人材の確保と生産性の向上、介護サービスの適正化の4点が基本とされ、全体で0.54%増加となっています。介護報酬は基本報酬と加算部分、上乘せ分があり、加算が行われると事業所へ支払われる料金もふえることから、事業所は加算が設定されたサービスへの取り組みを強化します。訪問看護や居宅介護支援など多くの事業が加算されるのと反対に、訪問介護では身体介護をより重視する一方、生活援助の基本報酬は引き下げる改定が行われるよう加算される部分との基本報酬は下がる部分があり、事業所の収入増加や利用者負担の増加は利用するサービスで変わってくるので、一概にふえるとは言えない状況であります。

本村では第7期の介護保険事業計画を策定しました。計画策定に当たり、保険料改定も考えられましたが、社会保障費の増加は影響が大きいことと、後ほど説明します国民健康保険税の今後が不透明であることから、介護保険料については値上げをせず、第6期と同額としました。なお、介護報酬の改定による介護給付費の増加も考えられますが、現在ある基金を有効活用することで継続した介護保険の運営を行うことができると判断をいたしました。

次に、診療報酬の改定についてですが、今回の診療報酬の改定は診療所経営には少しは寄与するかとの御質問かと思いますが、現在のところ、まだ国からの詳しい情報が来ていませんのではっきりとしたことは申し上げられませんが、本体部分は引き上げ、薬価は引き下げる内容のようでございます。ただ、引き上げ部分についても基準を満たすことが条件になり、3月に予定されている医師や事務への説明会に出席して内容を精査し、該当すれば4月以降に届け出をして加算をとりたいと思います。

また、高齢者のみとりについては、現在診療所の患者さんは休日等であっても対応しており、その部分は今回の改定の対象にはなりません。また、早朝や夜間の救急の対応についても、診療所化より救急指定が外れ、医師が24時間常駐していない状況のため難しいと考えます。

次に、3点目の国民健康保険についてお答えをします。

来年度から県が運営主体に加わり、新しい国民健康保険制度が開始されます。医療費に係る費用は県が全額支出し、村は保険税を集めて納付金として県に納めることと保健事業等を担うこととなります。今回、県から示された保険税率は県が国からの試算方式を受けて算出し、市町村に通達したものであります。その試算はそれぞれの市町村の過去3年分の医療費をもとに出されるため、市町村ごとに保険料率が違います。本村は1人当たり医療費が県下1位であることから、保険税が非常に高く算出されています。県への納付金は平成30年度の場合、約1億円になります。このうち保険税で賄われるのは6,000万円弱で、残りは繰入金や繰越金などになります。

国は今回の制度改革とセットで繰入金の削減を進めており、赤字解消目的で法定外繰り入れをする自治体には赤字解消計画の提出が義務づけられています。本村は赤字解消目的の繰り入れではないため提出を求められていませんが、健全な国保会計運営を考えた場合、早急な対策が必要です。平成30年度は村民の方々の国保税負担がふえると、生活への影響が大きい点を考慮して、今後保険税の値上げを見送ってはおります。しかし、先ほどの状況を考えると、今後時期を見て値上げする必要があることは明確であると思います。

議員御指摘の賦課方法については、均等割、平等割、所得割、資産割の4方式の賦課から、資産割を除いた3方式へ移行する市町村も多いところですが、現況国保協議委員の方々の御意見は4方式でよいと判断されていますので、当面4方式で賦課させていただくことになります。国民健康保険の状況は不透明ですが、運営協議会委員の皆さんと協議を深め、適正な時期に適正な方法を実施していきたいと思っております。協議会の内容は、全協などにおいて議員の皆様方にお伝えをしておりますのでお願いをいたします。

ほかに国保税制度改革とセットで保険者努力支援制度が始まり、健康づくりへの取り組みが評価され、それが交付金に反映されることになるため、各種健診や特定健診について受診率を向上させることを通じて村民の健康寿命を伸ばす取り組みを継続していきたいと考えております。以上で答弁いたします。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再質問、今井保都君。

○6番（今井保都君）

診療報酬と国民健康保険制度の見直しについて再質問いたします。

診療報酬を少しでも引き上げられて、診療所の運営を改善するというを私は願っておるわけですけど、これについては、村長、私は新しいサービスを取り組めばまた診療報酬は少しでも上げられるのではないかとということで、ちょっと質問します。

まず、答弁の中で高齢者のみとりの対応とか夜間や早朝、日夜駆けつける体制ということについては、ちょっと私も新聞等いろいろ聞きましたら、こういうことをやれば少しでも診療報酬の引き上げの対象になるということを知りましたが、これ私の質問が間違っていたらまた訂正しますけ

れども、その辺をちょっと確認をしていただきたいのと、それからそのほかに機能訓練の充実とか、それから訪問看護の充実、こういったことをやることによって医療と介護との連携をさらに強化すれば、診療報酬は少しでも上がるのではないかと思いますけど、その辺の研究も少しされて、できないものはできないとしていいとしても、できるものがあると思いますので、こういったことをちょっとチェックしていただきたいというふうに思っております。

それから、国民健康保険制度についてですが、県は市町村から納付金を集めて、村はそれに従って応じた納付金を保険税として村民から集めることになると思いますけど、少しでも納付金を少なくするには医療費の抑制とか健康づくりの推進が一番重要ではないかと思います。特に保健事業ではメタボの健康受診率のアップとか、保険税の収納率のアップとか、こういったことを努力することによって少しでも村民の負担も低減されるのではないかというふうに思いますし、また村長がおっしゃいました村1人当たりの医療水準が、東白川村は人口が少ないので高いということはおっしゃいましたけど、納付金との関係は今後どうなるのか、それをもう一回伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今回の診療報酬の改定につきましては、先ほど答弁させていただいたように、まだ詳しいことが示されておりません。通常4月改定の前には3月に保険協会ですとか国保連合会等で説明会が行われ、このぐらいの厚い資料がやってきて、それを読み解いて単価が決まってくるということでございますので、現在どれをやればどれが上がるというのがわからないというのが正直なところでございます。

議員御指摘のとおり、今の看護基準や医師の配置基準や我々が行っているサービスでもって単価がとれるのを見逃して診療報酬をとらないということは絶対ありません。ただ、サービスをふやすために大きな経費がかかって、多少点数が上がってもということはそろばんをはじきますとかえって経営を悪くしますので、過剰な看護対応をとるとか、あるいは配置基準を上げるとか、そういうことはなかなかできないのが現状ですので、御理解をいただきたいと思います。いずれにしましても、その内容をよく見て、とれるところは加算をとっていくということでございます。

みとり等については、東白川村診療所にカルテをお預けいただいて、かかりつけ医として見させていただいている患者様については土・日でもさっき言ったようにみとりをしておるということですが、これは別に単位が欲しくてやっているわけではなくて、診療所のサービスといいますか医療としてやっていることで、これを24時間医師が待機していなければ、しているところがそれをする単価がとれるというような、今まではそういう仕組みでしたので、今回も多分そうではないのかなと思いますので、それをやるから単純に報酬が上がるということではないんですが、引き続きカルテをお預かりし、かかりつけ医としてかかっておっていただく患者様のみとりについてはしっかりと対応をしておりますが、そのことがいきなり診療所の報酬のアップには当たらないというところは少し御理解をいただきたいなと思います。

それから、国民健康保険税、医療費が高かったということは、26、27、28の3カ年の平均で算定をされました。毎年見直しをされますので、来年度は27、28、29の実績でもって上がります。ちょうどこの3年間で東白川村の場合は肝炎治療の非常に高価な薬を使って診療を受けられた方が多かったということで、それだけではないんですが、ちょっと特化した医療費の動きがあったということです。人口といますか、国保に加入してみえる方の人口が少ないもんですから、上がる割合が大きいわけですね。そういうことですので、今回はちょっと高い算定がされております。

ただ、今後はそういった治療もかなり終了してきた、新しく治療が必要な方もできてまいりますので、ゼロにはなりませんけれども、これは国民皆保険でどなたも医療を受ける権利はあるわけですので、必ず治療をしていかれると思います。しかし、平均的な人数から言うと少し減ってくるので、その部分での医療費は下がってくると思います。

議員御指摘のように、特定健診をしっかりやっていただいて、早目に発見をして、早目に治していただくこと、あるいは健康寿命の延伸ということで日ごろから健康に留意をいただいて、例えば塩分の取り過ぎとか血圧のチェックだとかいうようなところを十分村民の運動として皆さんで健康になっていく、このことがひいては国保料を下げることになりしますので、平成29年度、何回かCATVの村長室を使いまして、そういったところの放送もさせていただいて皆さん方に訴えてまいりました。まだまだ特定健診の受診率等が余り大きくいい数字ではないということの認識はしておりますので、今後とも引き続き努力をしてみたい、このように考えております。

〔6番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

再々質問、今井保都君。

○6番（今井保都君）

ちょっと先日新聞を見たんですけれども、ことしから都道府県へ移管される国保体制については、国はどうかというふうに私も心配しておったら、国はやっぱり500億円ぐらいの交付金を出すということが新聞に載っておりました。これを出すことには、どういうことかといいますと、先ほどちょっと質問しましたけれども、健康づくりの成果を自治体側の点数を評価することによって、積極的にこういったことを取り組むところには国からの交付金もかなり出るといえるか、それはかなりといいますか、一応枠が500億円とかいうふうに乗っておりましたけれども、それはまず県のほうへそういう指示が来るわけですから、村としてもこういった自治体の点数評価があるということを知っていただいて、村も積極的に健康づくりの取り組みを今後推進していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

私も同じ考えでございます。御褒美と言われる部分でございまして、努力した保険者に対してはそういった、どういった形で交付されるかわかりませんが、努力は報われるということですので、

先ほども申し上げたような活動をしっかりとやってまいりたいと思います。

幸い、新年度から保健師も1人補充ができて、より一層の保健サービスができるというふうに考えておりますので、よろしく願いをします。

○議長（服田順次君）

ありがとうございました。

次に、1番 今井美和君。

〔1番 今井美和君 一般質問〕

○1番（今井美和君）

おはようございます。

通告に従いまして、一問一答方式にて2点6項目を質問いたします。

まず、1点目の質問です。鳥獣の被害について質問いたします。

山間部地域には共通の悩み事である鳥獣被害は、今年度も人間と有害鳥獣との駆け引きが続きました。有害鳥獣による農作物の被害総額は、国が調査を始めた平成11年から200億円前後で推移する状態です。鳥獣被害の要因としては、生息域の拡大、狩猟による捕獲圧の低下、さらに耕作放棄地の増加、過疎化、高齢化に伴う人間活動の低下が上げられております。東白川村の有害鳥獣被害の金額は幾らなのか。農業で生計を立てている方が少ないため、余り大きい金額ではないと説明を受けましたが、村の鳥獣被害金額がわかれば説明をお願いいたします。

被害金額は少ないですが、しかしながらせっかくなつくつくした作物を食べられてしまった、荒らされてしまったというお話は各所で聞き、今はイノシシ、鹿といった大きな動物だけではなく、タヌキ、キツネ、イタチなど小動物の被害もあります。自分の畑は自分で守る、何か方法はないのでしょうか。

そこで、1つ目の質問です。有害鳥獣の駆除、作物を守るために銃やわながあります。銃はなかなか一般の方がやるには難しいところがありますが、わなならできそうだと思います。わな猟の免許を取るため、またわなの知識を得るために講習会など村で開催して受講していただき、自分の畑は自分で守る行動を起こし、網で囲って防御するだけではなく、わなで捕獲することが村ぐるみでやっていけないか、お聞きします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美和議員の御質問にお答えをします。

有害鳥獣対策は、村民の皆様の農林業への意欲をなえさせる大変大きな問題であると認識をしております。現在までもいろいろな助成制度や補助制度を実施し、これに対応をしているところですが、満足できる状態ではないことは重々承知をしております。

さて、御質問の被害額と、それからわなによる狩猟について、これについては産業振興課長から回答をさせます。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

村の鳥獣被害額は村独自では調査を行っておりませんが、農業共済への申請被害額は平成29年度で50万4,000円となっております。被害作物は水稻で、イノシシ、ニホンジカの被害となっております。

続いて、わな猟についてお答えします。一般的にわな猟で開催される講習会はイノシシ、ニホンジカが対象で、岐阜県が主催し、岐阜県猟友会が期日、場所を決めて開催をしております。わな猟の講習は年4回、県下各地で予定されており、28年度、29年度は白川町で6月から7月にかけて開催されておりますが、まだ平成30年度は期日、開催場所は5月ごろに県のほうから通知がございます。しかし、自家用野菜など被害が多いと思われる動物はハクビシンやアライグマなどの小動物だと思われましても、狩猟鳥獣に該当するため勝手に捕獲することはできません。狩猟免許がなく捕獲できるのは、塀で囲われた敷地内で天井部分がない囲いわなに限り、しかも狩猟期間中に限定されます。まずは捕獲するより、みずから柵を設置するなど、追い払いや誘引物を除去するなどの対策が望ましいと思われまします。また、被害防除の対策の講習については、郡上の農林事務所にお勤めの農作物野生鳥獣被害対策アドバイザーの酒井さんにお問い合わせすることはできます。それでも免許取得に関する講習会については、本村で開催することはできませんので、定められた講習会に参加していただくことが望ましいと思われまします。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

今言われたアドバイザーの酒井さん、私もお会いさせていただきましたが、すばらしいわなの知恵をお持ちの方で、そういう方が村に来て講習会というか、皆さんに知恵を分けただけならばごくありがたいなと思っておりますが、先ほども免許がなしでもできる方法というのを言われたんですけれども、行政がアライグマとかヌートリアとかハクビシンの捕獲のために住民に箱わなを貸し出しているところがあるとお聞きしたんですが、村にはそういう制度はないのでしょうか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

今のところ、そういう小動物に対してはそういった制度はなく、今まではずっと鹿、イノシシといった動物が対象になっておりまして、そういったものに対しては補助金という形でありましたし、また中濃農業共済のほうからの貸し出しというのはありましたけれども、今のところそういう小動物に対しての対策はございません。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1番（今井美和君）

やはり自分の畑は自分で守ろうと思うと、やっぱり柵をしても食べられてしまうということがあるので、わなというのはとても重要ななとは今思っているんですけども、そういう制度を村でつくっていただくということはこれから可能なんでしょうか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

先ほども申しましたとおり、狩猟免許を取得していただければそういった行動というか対策ができるかと思えますけれども、まずは免許がないと、先ほども申した塀の中という壁ですね。囲われた家、それも家を守るためというようなことに限定されておりますので、なかなか免許なしでは難しいというふうに考えております。

もし、そういった住民の方々が狩猟免許を取られて、そういった農作物の被害を守るというふうであれば、ちょっとインターネットなんかで調べても、小動物を捕獲するのってそんなに高いもんじゃないと思います。五、六千円かなというふうに思います。そういったことで、自分で買われてもそんなにお金がかかるものじゃないかなというふうに思っておりますので、今後そういうことに関しましては村長と相談もしながら進めていきたいと思えます。よろしくお願ひします。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1番（今井美和君）

村長と相談していただいて、できる限りの補助を出していただきたいと思えます。

先ほどインターネットというお話がありましたが、農林水産省のホームページでは「あなたの鳥獣対策、間違っていないですか？」とした10分ほどの説明動画を出しております。それが本当に正しいのかというのはなかなかわからないので、CATVなどを利用してこういうのをいま一度基礎を村民に周知することというのは可能なんでしょうか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

実質、私たちもそんなに知恵があるわけではございませんので、やはり先ほども申しましたとおり、酒井先生のような、ああいった知識のある方からまずは教わるということから始めないと、なかなかすぐCATVというようなわけにはいかんと思えますので、まずは勉強を始めることからスタートということになるかと思えますけれども。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1番（今井美和君）

今のアドバイザーの酒井さんという方を村に連れてきてお話をしてもらおうということは可能なんですか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

先日も1番議員さんとお会いした日にお話をさせていただきましたけれども、来てやるよという返事をいただいておりますので、それは可能であります。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1番（今井美和君）

それでは、2つ目の質問です。

鳥獣被害対策実施隊についてですが、平成30年度、農林水産省、有害鳥獣防止総合対策交付金は150億円です。市町村が作成した被害防止計画に基づく取り組みを総合的に支援する交付金です。内容は、侵入防止柵、処理加工施設、捕獲技術高度化施設等の整備、捕獲を含めた猿の総合対策、ICTを用いた実証、捕獲活動への取り組み、地域指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成の取り組みなどが支援されます。

国は鳥獣被害対策実施隊を平成32年度までに1,200自治体に増加させる目標を立てております。この有害鳥獣被害対策実施隊の隊員は、市町村担当者、対策への積極的な参加が見込まれる狩猟会員、農業者等で結成されています。村は現在この事業に着手しておりますが、どのような取り組みをしているか、お聞きします。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

本村の実施隊は猟友会の第1種免許、いわゆる銃の免許を取得している19名を任命しております。実施隊に任命されると、免許更新時に銃の技能講習が免除されたり、また狩猟税の免除といったメリットがあります。村は実施隊への取り組みを特にしておりませんが、猟友会への運営補助、狩猟登録に関する補助を行っております。

おかげさまで平成27年に3人、平成29年に2人が第1種免許を取得しております。また、わな猟免許は、平成28年に1人、29年に1人が取得しております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1番（今井美和君）

今、この実施隊に入っているメンバーが猟友会メンバーのみ19人とお聞きしましたが、目的である捕獲活動以外の取り組み、地域指導者や被害対策の中核となるコーディネーターの育成とか、あと各種整備に関して、行政も入っているところもあるんですが、それに関しては何かほかにされていることはありますか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

村としては特にしておりません。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1番（今井美和君）

せっかくこの補助が、交付金があるので、猟友会メンバーのほかに村の職員、農業者関係の方も隊に入っていて、今後隊員を拡大して事業に着手していただけるという、これからの計画はあるのでしょうか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

今、村として、役場としてそういったあれはございませんけど、その地域で、例えば日向あたりは自治体ではないですけども、集落のみんなが被害防止のために集落全村にネットを張ったりとか、そういった活動はしておりますので、本来望ましいのはそういった集落ごととか、そういったふうで行政が主導ではなくて、そういった住民の方々から自分たちの集落は自分たちで守るといったような意識があるのが本来望ましい姿ではないかなと思っただけではないけれども、日向ではそういった活動を行っております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1番（今井美和君）

本来はそういう形が一番望ましいのはわかるんですけども、ある程度行政もかかわっていただかないとわからないことばかりなので、これから御指導をいただきたいと思います。

この実施隊の隊員の報酬なんですけれども、調べたところ報酬の8割が特別交付税措置されているということなんですけれども、今現在、猟友会員19名の隊員の場合、村の負担金というのはどれくらいになっているのでしょうか。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

猟友会に活動費は20万、それからカモシカの捕獲というふうで20万、それから狩猟免許のときの補助ですね、そういったことをさせていただいておりますけれども。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1 番（今井美和君）

この交付金をぜひともうまく利用して、鳥獣被害の減少に努めていただきたいと思います。

3 点目です。有害鳥獣処理施設計画の進捗状況について質問いたします。

昨年の3月の定例会にて猟友会より出されました要望書の件、有害鳥獣処理施設について質問いたしました。今現在はどうになっているのか、計画の進捗状況をお聞きいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

昨年12月18日に私も参加させていただいて、加茂郡東部3町村の議会の皆さん方の交流会の勉強会の中で、実質的な施設を整備している会社の方の説明を聞きました。その後、あの折にも皆さんの発言があって、ぜひ視察をしに行こうというようなお話はあったんですが、その後、特別な進展は正直なところしてはおりません。おりませんが、白川町長、七宗町長とも認識は同じにしておりますので、今後、新年度になったら、また行政のほうは行政のほうで、議会は議会でまた勉強されるということでしたら視察等には出かけて、しっかり研究しないと非常に高額な設備でもありますし、あと運用面、私は説明を聞いておって若干わからないところもまだありまして、本当に公害的なものは出ないのかどうかとか、いろいろ確認をしていかないといけないかなというところがございましたので、猟友会の皆さん方が非常に個体の処理に困ってみえるということは認識をしておりますので、県の制度も活用して何とか設置ができればいいなというふうには思っておりますので、今後検討を続けてまいります。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1 番（今井美和君）

その研修、議会議員も参加させていただいて、それが微生物で分解する施設だったんですけれども、私も個人的に岡山県に実際に行政が設置しているところへ視察に行ってみまして、とてもびっくりしたことは鹿1頭を入れると24時間で骨もなくなる、何もなくなる、そういうお話をされたことにとってもびっくりいたしました。焼却というのが一番最初に頭にあったんですけれども、焼

却ではなく微生物で分解ということも頭に入れながら、今後新年度計画を実施していただければありがたいと思います。

この施設なんですけれども、有害鳥獣防止総合対策交付金、先ほどの交付金ですけど、国からの補助が施設をつくと50%ないし55%出ると言われております。早期につくっていただければとてもうれしいことだと思います。小さな畑で丹精込めてつくられている方々が生きがいとなるように、少しずつでも有害鳥獣被害が減る努力を行政にも進めていっていただきたいと思います。

2点目の質問に移ります。

東白川村奨学金等返済支援補助金制度について質問いたします。

国の奨学金制度は1943年に始まり、現在は日本学生支援機構が憲法26条、教育の機会の均等の理念のもとで運営しています。2016年の利用者は131万人で、大学、短大生では2.6人に1人、貸与額は約1兆円、成績と収入の要件があります。給付型奨学金は17年度から始まり、新年度以降毎年2万人規模になる予定です。国の奨学金を返せず自己破産するケースが借りた本人だけでなく親族にも広がっている。過去5年間の自己破産は延べ1万5,000人で、半分近くが親や親戚が保証人だ。奨学金制度を担う日本学生機構などが初めて明らかにした記事です。無担保、無審査で借りた奨学金が重荷となり、破産の連鎖を招いている状態にあります。機構などによると奨学金に絡む自己破産は、16年度までに5年間で延べ1万5,338人。国内の自己破産が減る中で、奨学金関連は3,000人前後が続いており、16年度は最多の3,451人と、5年前より13%ふえている状態でした。破産理由については、立ち入って調査ができずわからないということでした。

奨学金に絡む自己破産の背景には、学費の値上がりや非正規雇用の広がりに加え、機構が回収を強めた影響もあるようです。奨学金をめぐる返還に苦しむ若者が続出したため、いろいろな対策を立てておりますが、その後も自己破産は後を絶ちません。しかしながら、進学したい、学びたいという子供たちの中にはどうしてもこの制度に頼るしかない場合があります。私の子供たち3人も奨学金を借り、現在2人は返済に入っておりますが、なかなか大変です。さらに女性の場合、結婚や出産で仕事を離職してしまっても奨学金は返していかなければなりません。全国的に奨学金返済問題がある中、村は昨年より奨学金を補助する制度を始めました。東白川村奨学金等返済支援補助制度といいます。

まず、1つ目の質問です。奨学金返済制度の実施に至った経緯と、この制度で何を期待するか村長にお伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

お答えをします。

ただいまの質問要旨にありました給付型奨学金制度については、今年度、2017年度から先行的に実施をされ、来年度、2018年度から本格的に行われることになっていて、昨年6月に閣議決定されたものであると理解をしております。

そもそも世界的に見る大学の学費は無料、もしくは低額の国が多く存在し、学費がかかったとしても給付型奨学金が充実している国がほとんどで、学費が安いのか、給付型奨学金があるのか、そのどちらかであるということが、いわゆるグローバルスタンダードなのでございます。学費が高額で、かつ給付型奨学金が存在しない国は、日本、韓国、チリの3カ国のみというようなことも聞いてございます。今回創設された給付型奨学金は、日本としては一歩前進ができたという形だと理解をしております。

さて、質問の村はなぜ奨学金返済支援補助金を施行するに至ったかのお話をしたいと思います。平成27年度に国が創設した子ども・子育て支援新制度にあわせて、村では子ども・子育て支援事業計画を策定しております。この計画に基づき、平成28年度より子育て支援の強化を図りつつ、サービスの充実を検討する中、東白川村定住促進条例の事業項目として、出産・育児世代に対しては東白川村出産祝い金交付事業、続いて子ども医療費の個人負担無料化事業、これは小さい子供さんから高校生までと幅広い対応をしております。また、高校への通学が難しい条件に対して支援する目的において、高校生の通学支援事業も続けてまいりました。そして、その先の高卒後の支援として、かつ東白川村への定住につながる政策として、東白川村奨学金返済支援補助金を施行いたしました。

国は給付型奨学金を創設され、日本としての取り組みは一歩前進したように見えるんですけども、対象となる学生は限りなく小さい範囲で、適用できる対象世帯も狭いのが実情であります。村がこのたび創設した制度であれば、卒業後の将来において返済することへの不安面を解消しつつ、大学、短大、専門学校へ進学することに悩んでいた子供たちに対しても向学への志を強く後押しできるものと思え出したのがこの制度でありまして、目的の一つであります。

さらにこの村に定住するということを条件とすることは、将来東白川村が必要とする大切な人材であり、これから先の東白川村の新しい仕組みづくりや、新たな仕事を創出する等の頼れる人材となるべき優秀な若者と認識するからでございます。未来の東白川村の後継者としてつなぎとめておきたいという考えが私の本音でございます。以上の考え方から、この東白川村奨学金返済支援補助金交付規則を施行することにより、村の定住促進対策がより充実し、東白川村の未来の後継者支援ができることで重要な子育て支援施策として出口になっていくのではないだろうかと考えて、制度の実施に至りました。以上でございます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1 番（今井美和君）

この制度があることによって、中学生、高校生のうちから村に帰ってくる目的が生まれて、将来設計が可能になります。村に住んでくれる若者がどんどんふえることをこれからも期待したいんですけども、村長が今言われましたように、移住促進、移住・定住の目的もあると、今、奨学金補助制度のパフレットを持っているんですけども、住もうと思っても家がないとか、まずは村の受け入れ体制というのがちゃんと整っているかというのが心配されるわけなんですけれども、この

移住・定住、住まい、住宅ということはどういうふうにお考えなのでしょうか。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

移住・定住住宅政策は、前々からお答えしていますように村営住宅マスタープランによって進めていきたいと考えておりました、特に中通には6室の単身用住宅を整備して、既に満室でございます。あそこにはA棟、B棟とありまして、B棟は建てる敷地を既に確保して、これは財源のことがございまして、また住宅需要のこともございまして、いい時期を見てまた建設に進めてまいりたいと考えております。

また、今年度は地方創生の加速化交付金を使いまして御案内のとおり神付地域に4室の、これは木材、あるいは製材業等、木に関連する後継者対策として4室を確保して今建設中で、3月中には建設ができるということで、ここにも4室。このほか古くなってまいりました村営住宅を順番に壊すなり、あるいは改築するなりして、若者たちが住んでいける環境は努めて整備をしてみたいと思っております。

先般、村長と語る会を平でやりましたときに、御意見として世帯用も必要だけど、やっぱり単身用も必要やないかということで、単身用を充実というような御意見もあったんですけども、私は両方必要かなど。やはり世帯を持って帰ってみえる方もございますので、バランスのとれた計画をしていきたいと思って、定住促進の仕事の創出ですね。経済的自立を深めた、ここで働いて、いわゆる生活をしていける環境づくりは大事なことです。その一方で住宅政策ですね。議員御指摘のとおり、住宅も心配しないでぱっと入れるよというのが非常に大きいことだと思います。現在、ちょっと清流荘のほうも、この3月の異動でちょっとわかりませんが、あく部屋もありますし、フラットハイムもあいてはございますので、今すぐに新しい住宅を建てる予定はございませんけれども、こういった制度が実を結んで、卒業して、学校へ行って、勉強して資格を取ってというような形で帰ってきていただける方々への道を開いていきたいなと思っております。

ちょっと答弁が長くなって恐縮ですけど、先般、中学校のふるさと学習発表会で本当に感動しまして広報にも書いたわけなんですけど、みんなが東白川村のために何かをしたいということを言ってくれまして、帰ってくるぞというような思いをいっぱい言ってくれたんですね。大変うれしく思っていて、今そういう子育てが東白川小学校、中学校でできているということを大事にして、東白川村が人口減少の負のスパイラルに入らないように、いろんな政策をまぜて、ベクトルを合わせて人口対策をやっていききたいと、このように考えております。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1番（今井美和君）

みんなが東白川のためにといういいお言葉を聞かせていただきましたので、子供たちの熱い思い

を私たち大人が反映していかなければならないと思います。

この奨学金返済制度なんですけれども、なかなか利用の仕方がわからなくて、次の質問に入りますが、対象者はみずからの申告になるのか。申込方法など、申請方法のやり方を教えていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

東白川村奨学金等返済支援補助金につきましては、平成29年10月1日に東白川村奨学金返済支援補助金交付規則として施行させていただきました。そうしたことで、初年度に当たります今年度は10月以降の申込期間となっていますので、申請期間が正常年度と思いますと多少異なると思います。

現在申請していただいている方は、簡単に言いますと、平成28年度において奨学金を返済された方が対象で、なおかつ1年以上東白川村に住所を有する方になります。支援補助金に該当される方は、所定の交付申請書に必要な事項を記入していただき、添付書類としては例えば奨学金貸与機関が発行します奨学金貸与を証明する書類とか、日本学生支援機構のホームページから本人情報でログインした際に表示されますスカラネットという情報提供サービス上での返済金額のわかる印刷書類、または毎月の返済金額がわかる通帳の写しなどを一緒に提出していただくことになっています。

なお、申請はあくまでも本人か、その家族が申請していただけないと、行政側ではどんな方がどの大学にどの資金で卒業されて、卒業後どのような返済方法で返済されているかがわからないということと、プライバシー的な個人情報になりますので、教育委員会が案内します支援補助金の手引き等で確認していただきまして、御自身により申請をしていただくのが一番妥当な方法だと思っています。

なお、この制度は前年度返済に対しての補助金になりますので、平成30年度におきましては4月、5月におきまして申請していただければ、補助金の振り込みを即時対応させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1番（今井美和君）

村民の方にどういう仕組みだということちょっと質問されたんですけど、私はわかっているけどなかなか伝わらないところがありますので、こういう申請書があることをまず教育委員会がちゃんと説明していただければありがたいと思います。

次の質問なんですけれども、村の補助制度が生まれてから大学卒業、卒業してからも続き、ここまでしている自治体は数少ないと思いますが、今みたいな村民の方々に質問されるということは、なかなか周知されていないというのが現状であります。周知の仕方というのは、今方法としてはどんな方法をとっておられるのか、質問いたします。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

議員言われますように、子育てのいろんな施策がこれだけ整っている自治体というのはなかなかないというふうに思っております。

今周知の方法とのお尋ねでしたので、初めに主な子育て支援施策と、その周知方法を説明させていただきます。

さまざまありますけれども、主に出産祝い金につきましては、出生届け出時の折、あるいは赤ちゃん相談の折などに案内をいたします。その次に、一時保育ですとか保育園入園手続などの入園の前に関係する手続につきましては、2歳までの子供さんの保護者さんを対象としたひよこクラブという学習の機会の中で説明をいたしていきます。次に、保育料の無料化手続や病後児保育といったことについては、保育園の入園式で案内をいたします。それから、各種の高校生通学支援施策につきましては、毎年4月の中学校PTA総会ですとか、中学校の進路説明会の折に案内をしていますよというのが現状でございます。

次に、今回お尋ねの奨学金返済支援制度補助金に関する周知について説明をいたしますが、この施策につきましては、先ほど申し上げましたように、本年度の途中からスタートをした制度でありますので、ややわかりにくい部分ですとか、複雑に思われる点があるかと思っております。そこで、まず昨年10月に、早速に村の「広報ひがししらかわ」に掲載し、あわせて説明チラシを各戸に配付をいたし、ホームページ等にも掲載をしたところでございます。初年度ということでしたので、ことしの2月に重ねて案内チラシの各戸配付とCATVでの告知放送を行って周知に努めておるところでございます。ちなみに現在までの申請者は6人でございます。先ほども言いましたように、次年度からは正常なタイミングになりますので、もう少しシンプルな手続案内ができるかなと思っております。

各種の制度につきましては、数年が経過しましたので手続や内容についても定着をしているものと、今回のように新しくなりましたので、さらに細やかな周知が必要なものがあるかと思っておりますので、引き続き細やかに御案内をしたいなと思っております。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美和君。

○1番（今井美和君）

移住・定住につながるとてもすばらしい施策だと思いますので、今後多くの方が利用されることを期待いたします。

これをもちまして一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

周知の方法についての御質問でございますので、少しだけつけ加えて答弁をさせていただきます。

現在までいろんな子育て支援施策につきましては、こうした子育てガイドブックを低年齢児の折にお配りをして、ずっとのつながりのことでやってきましたけれども、今おっしゃいましたようになかなかわからないところもありますので、次年度からはダイジェスト版をつくって、それぞれの施策に関連する対象者別、時期別、資料別に御案内をしていきたいと思います。小さい年齢の方については、その折々に子育てのことを中心にしていますし、高校生の保護者宛て等支援策については中学校時代に、それから先ほど言いました奨学金支援制度や出産祝い金概要、それから保育園の無料化ですよ、こういった次元のことについてはそのダイジェスト版をつくって、例えばですけれども成人式の折に新成人に御案内をしますと、その当時大学へ行ってみえる方がこういう返済金があるので東白川へ帰ってこようか、そうすると出産祝い金があるよ、保育園無料化だよというようなことで子育て支援と定住がつながるような方策を細やかにやらせていただきたいということの準備をただいまいたしておりますので、あわせて答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

丁寧な答弁ありがとうございました。

これにて今井美和君の一般質問は終わらせていただきたいと思います。

それでは、ここで5分間の休憩に入りたいと思いますので、暫時休憩といたします。よろしくお願ひします。次回は50分から再開しますので、よろしくお願ひをいたします。

午前10時43分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問に、4番 樋口春市君。

〔4番 樋口春市君 一般質問〕

○4番（樋口春市君）

きょうは、今後の村の茶業経営について質問をさせていただきます。

村の基幹産業である茶業は、平成16年をピークにたび重なる凍霜害の影響と肥料価格の高騰、荒茶価格の低迷が続き、生産者の多くが茶業に対する意欲を失い、組合員の大幅な減少につながっています。

村の茶業は、美濃白川の中でも最も採取時期が遅い地域であり、共販所への出荷時期が他の地域よりも遅く、荒茶単価が安く抑えられて高収入が得られていないのが現状です。さらには入札に入らないなどの不利な条件にあることも事実です。これまでは全て共販所での販売に頼っており、販売価格が業者の言いなりで単価が安く抑えられてきたというのも原因の一つであるものと思います。

そのため、数年前から五加茶生産、東白川製茶ではそれぞれの特徴のある高品質なお茶づくりに積極的に取り組んでみえます。

そこで1つ目の質問でございますが、こうした取り組みに対し、支援対策として販路の開拓を目指して各地域へのPR活動を積極的に行っていただいておりますが、現在の進捗状況と今後の見通しについて、また白川町が積極的に進められている海外に目を向けた販路の開拓を今後村のお茶の販路開拓の参考にしていくのかも含め、村長のお考えをお聞かせください。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

樋口春市議員の質問にお答えをします。

議員が述べられたとおり、本村の基幹産業である茶業は、先月2つの組合の総会を終えたばかりではありますが、大変厳しいときを迎えております。高齢化による担い手不足の状況の中、さらに茶価の低迷、保留茶の発生等による組合員の脱退による組合としての生葉量が減り、工場の経営を圧迫しています。

大変苦しい状況の中、茶業を何とかしようとこれまで取引のあった茶商以外の取引先に結びつく事例や、特徴あるお茶づくりとして萎凋香をつくったり、適期摘採と茶商の求めるお茶に合わせた加工により高品質の荒茶製造に努め、白川茶全体の平均単価よりも一番遅葉である組合のほうが単価が高い状況をつくっていると、各組合は積極的に努力をされております。

このように生産者が必死で頑張ってみるところで、あとは出口の販売の部分となるわけですが、白川町は平成28年から町を挙げて取り組み、マレーシア、台湾、カナダの3カ国を中心にこれまで1トン近くのお茶を輸出しています。お茶余りの状況の中、これまでの販売先から外のエリアに白川茶が出ていくことは、需要と供給のバランスを考えた上でも効果のある話だとは思いますが、白川茶は日本全体の茶の生産量から見て1%にも満たない量のため、東白川村としてまだまだ国内ですべきこと、できることがあると考えております。

本村ではJAめぐみのより紹介を受けました福島県白河市のJA夢みなみの農産物直売所と平成28年8月から取引を始め、これまでに43万4,000円の売り上げを上げております。全国のJAがそれぞれに持つ直売所は交流のネットワークを持っていて、福島県進出を契機に茨城県や沖縄県からもイベントの参加や取引のお誘いが来ている状況でございますので、来年度も継続して国内販売の販路の開拓を進める予定でございます。また、次年度はOKB総研と協力し、水出しの東白川のお茶をワインボトルに詰めたボトリングティーを販売促進の起爆剤として試作する計画を立てております。他の追随を許さない白川茶ブランドの中でのいただき、頂点となる商品をつくり、上から下へおろしていく販売戦略を進めていきたいと考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

特徴のあるお茶、こだわりのあるお茶というものを好み、必要とされる方は全国には多く見えるものというふうに思います。その掘り起こしに今後も最大限の努力をしていただきたいと思いますし、また今後消費者に向けてお茶の魅力を届けるための新たなイベントだとか、新たな取り組みなどございましたら御紹介いただきたいと思いますし、また海外に向けての取り組みは美濃白川茶1%だとは言われましたけれども、また白川町との協力をした取り組みも一つの手段だと思いますので、在庫茶を残さないという意味でもぜひこういった御検討もいただきたいなというふうに思いますので、再度村長の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

決して海外を無視したわけではございませんが、費用対効果のことを考えると、なかなか売上げがとれていかないという中ですごくお金がかかるということを実は経験もしたところでございますので、白川町さんが進んでやっていただけるということで、実はその中には東白川のお茶も使われて売れていきますので、これは協力をし合ってやっていけばいいのかなというふうに思っております。単独でそういった事業を組む予定はございませんが、白川町と協力してやっていくというお答えをさせていただきたいと思います。

また、お茶の消費拡大につきましては、ボトリングティーのお話を少ししたんですけれども、昨年から新世紀工房で販売しております水出し煎茶も非常においしいということで、新しい需要の拡大につながっているのではないかなと思っております。お茶の販売のところは新世紀工房が担うところが大きいわけですが、新世紀工房も国の補助事業を活用して新しい販路開拓、新しい商品の開発もしております。3年目になりますので、その成果も待ちたいなというふうに考えております。

売るほうは、出口はそういう形で考えておりますが、今後はそれに合った生葉荒茶のつくり方のほうが課題ではないのかなというふうには思っております。製販一体の形の東白川で一体の流れをつくっていききたい。その量はどれぐらいが適当なのか、何人の農家がそれによって従事していいのか、組合はそれで運営していいのかどうか、こういったことを総合的にしっかりと見据える必要がありますので、今後ともその取り組みを、平成30年度は非常に大事な年になるという認識でありまして、東白川製茶、五加茶生産組合、新世紀工房、みのりの郷、こういった農業関係団体と、もちろんJAさんもそうなんですけれども、話し合いを進めていきたいというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

寒暖の差がある本村では、非常にお茶栽培に適した地域でありますので、いいお茶が生産されて

おりますので、必要とされる消費者はきっと多く見えると思いますので、引き続き販路の開拓に關しましては御努力をいただきたいと思います。

現在、五加茶生産組合40名、東白川製茶組合66名余りという両組合ともに多くの組合員の減少が続き、生葉の受け入れ量が減り、組合工場の経営が圧迫され、危機的な状況にあります。今後、少しでも効率のよい工場経営を行っていくためには、村で1カ所の工場でラインを分けるなどの工夫をした生産への検討時期に来ているものと思います。

そこで、2つ目の質問でございますが、それぞれの組合の特徴ある高品質なお茶の生産と農家の所得向上を図っていくためには、1カ所の工場利用が組合にとっても農家にとってもいい方法だと思っておりますが、今後両組合を交えた協議を進めていくお考えがあるのか、またそのための工場整備支援も含めて村長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員述べられたとおり、生葉の受け入れ量が減少することによって工場の経費であったり、工場や機械の老朽化の問題など、1つの工場にするメリットを感じるころはございます。しかし、これは行政主導で強引に工場を1つにするところは少し難しいかなというふうに思っております。御承知のとおり、慣行栽培である東白川製茶組合と特別栽培の五加茶生産組合、この1つの工場化というのは簡単な話ではなく、また取引先もそれによってお茶を買っていただけるところもあるわけでございますので、そういったことも兼ね合いを考えながら話を進めなければならないと考えております。いろいろな課題がございますので、簡単に進められる話ではないとは思っております。

先月行われました東白川茶生産組合の総会では、今後の村の茶業に対する話し合いの場を持つ提案をいただきました。行政に仲介の労をとっていただきたいという申し出でございました。その総会の席上でも私は即にお答えをしましりましたが、生産者、茶商、行政一丸となって取り組まなければ産地として危機を乗り越えられない、こういった時期になっていると、非常に厳しい状況であるという認識を持っております。産業として茶業を残すために、また美しい村の景観として茶畑を守るために手おくれにならないための話し合いを早速進めてまいりたいと。まずは3月15日に予定しておりますけれども、東白川製茶組合さんとしっかりと話し合いをしたいというふうに思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

東白川製茶組合の工場は管内では最大規模でありまして、規模に見合った生葉の受け入れが現在ないというのが現状でございます。そこで、やはり効率のいい経営が行われることが農家にとって

も組合にとってもいい結果につながるものと思いますので、ぜひ協議の場を持っていただきたいというふうに思います。先ほど村長の答弁の中にもありましたように、村が中心となって、主体となってこれは進めることはできないとは思いますが、やっぱり両組合を交えて将来に向けた茶業については協議をしていかないと、組合員も当初の半分以上に、先ほども申しあげましたように、マル東さんにおかれましては66人というような状況になっておりますし、五加茶生産におかれましても40名。ここ数年前と比べますと東白川中の組合員数が現在の状況、五加茶生産にしてもやはり昔は80名、100名見えた。それから、マル東さんにおかれては400人ほど見えた組合員が現状66名になっているという、規模的にも非常に大きい立派な工場でありますので、有効に使っていただけるような努力をしていただきたいというふうに思いますので、再度見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

重ねた答弁になるかもしれませんが、組合がそれぞれ経営を行ってみるので、それぞれの意向をやっぱり尊重すべきだろうというふうには思いますし、五加と東白川製茶だけの問題とは捉えずに、これは茶連さん、JAさんも入っていただいて、実は美濃白川茶産地には幾つも茶生産組合があって、それぞれがまた同じような課題を抱えてやってみえるというところになりますと、やはりこれは情報共有をして、距離の問題とか、それから時期の問題とか、いろいろあるんでしょうけれども、もう少し大きい目で美濃白川茶の荒茶生産工場はどうあるべきかということまで考えるべきではないだろうかとは最近考えております。ただ、具体的な話し合いをしたわけではまだないので、結論ではございませんが、東白川村内だけで解決できない場合もあるんじゃないかなという思いを少し抱いております。

議員御指摘のとおり、話し合いからスタートするしかないわけであって、それによってどういうことが生じるかというような分析もしっかりしなきゃいけないので、30年度予算をお認めいただければ、その戦略会議、戦略のためのコンサルを入れるということで予定をしておりますので、ただ販売戦略だけのコンサルではなくて、適正な生産量、適正なお茶生産、そして適正な販売、こういったところに対する数的管理というようなことも視野に入れて、農業者だけではなかなかそういうところが甘くなってくるのでOKB総研を頼んだというのが私の狙いでございますので、市場経済に極めて明るい、そういった専門家の意見を聞いて、産地として今後どういう道があるのかということ、これは皆さんと一緒に真剣に考えなきゃいけない、そういう時期に来たと思っております。以上です。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ぜひ期間をかけて御検討をいただきたい、話し合いの場をぜひ持っていただきたいなというふうに思います。両組合が効率のいい経営ができることによって農家の所得も向上してくるというふうに思いますので、ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思います。

今後、村のお茶農家ではさらに高齢化が進み、労力の低下と担い手不足という状況の中で、安定的な収量と農家の所得向上を図っていくためには乗用型茶園などへの転換や面的整備の積極的な改革が必要だと思えます。

そこで、3つ目の質問でございますけれども、今後、乗用型摘採機対応茶園への整備、茶園の面的整備を積極的に推進していくお考えがあるのか、お聞きをいたします。整備を進めていくためには多くの費用が必要と思えますが、現在の組合にも農家にもそんな余裕などなく、かなり有利な国の制度が必要ですが、そのための財源確保に積極的に取り組んでいかれるのかも含め、お考えをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

本村では、現在およそ40ヘクタールの茶の経営面積のうち、乗用茶園は1割も満たず、大半可搬型で摘採が行われております。高齢化と担い手不足といった課題から考えても、乗用が入れる茶園がふえることは労力の面では、効率の面でも有益ではあると考えます。現状では茶に関する国の補助金は補助率が2分の1となっており、村でも規則で2分の1補助の制度を設けていますので、生産者からそういった申請があれば、これらの補助制度を有効に活用することは決してできないことではないかと考えております。

しかし、先ほど申し上げましたが、厳しい状況の中で、これは村を挙げて施策として大規模な面的整備や改植というのは、現在は考えられない状況ではないかなと思えます。それよりも予算をかけずにできることとして、条件のよい乗用茶園を持っていながら組合を脱退された方の茶園を生産を続ける方に借りていただき、条件の悪い急傾斜地の茶園は山に帰していくような思い切ったゾーニング、区分けをして茶園を確保していきたいというような思いでございます。そういったことも先ほど述べました話し合いの中で行っていければよいかなというふうに考えております。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

お茶農家の高齢化が進む中で、農家の所得向上を図っていくことがやはり後継者不足の解消にも荒廃地をふやさないことにもつながっていくものと思えますので、ぜひ地場産業を守っていくためには安定的な収量の確保ができる生産基盤、販売体制の強化が今後より一層求められるものと思えます。ぜひ積極的な取り組みを期待いたすところでございますし、さまざまな角度からぜひ国のもう少し有利な制度を活用できるように最大限の努力をしていただきたいと思えますので、最後にそ

の件だけ村長から御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

事業が要望があったり、それは皆さんがこれはいいことだということになれば、国の補助制度等を活用するのは私どもの仕事でございますので、最大限の努力はさせていただきたいと考えております。

ただ、先ほども言いましたように、戦略として大量生産、大量荒茶生産、そういった時代なのかなというところをちょっと考えまして、むしろ高級岐阜茶の市場のほうが東白川としては生きる道としては正解ではないかという思いを少しずつ抱いております。そういったことが今度のボトリングティーのお話にもつながっておるわけなんですけれども、生産性の向上とか労力の問題等がありますので、先ほど申し上げたような対策を進めながら、適正な面積でのお茶の生産、そして適正な工場稼働、そして出てきます荒茶の適正な販売での新世紀工房や村内茶商の皆さん方の商いを維持継続していけることこそがあるべき姿ではないのかなと思っております。このことを抽象的な表現しかできないわけですが、今回の戦略会議の中で定めていきたいかなというふうに思っております。全てが乗用にというような方向ではないということだけは少しお考えを述べさせていただいて、御理解をいただいきたいかなと思っております。

〔4番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ぜひ将来に希望を持てるような茶業の推進を図っていける取り組み、政策を進めていただけるように期待をいたしまして、質問のほうを終わらせていただきたいと思います。

○議長（服田順次君）

次に、2番 今井美道君。

〔2番 今井美道君 一般質問〕

○2番（今井美道君）

初めに、医療福祉ゾーン整備計画について質問をいたします。

東白川村の医療福祉政策は多種にわたってサービスが提供されています。さかのぼってみますと、昭和25年に国保診療所として診療を開始され、昭和33年には病院として開設、40年には現在の診療所の原型となる2階建ての診療棟を整備し、その後何度かの改修等が行われて、現在の診療所に至っています。また、保健センター、母子健康センター、せせらぎ荘などが建設され、それぞれの施設を運営され、行政、職員、その他の多くの関係者の努力によって多くの村民が身近で公平なサービスを受けてくることのできたと思っております。

しかしながら、建物の老朽化問題、少子・高齢化問題、多様化する医療や福祉、介護サービス、

住民の方のさまざまなニーズなどが蓄積する中、平成26年、今井村長が就任間もなく庁内にプロジェクトチームを発足され、老人福祉施設の検討を始められたことはお見事でした。その答申を踏まえた翌年には、医療福祉ゾーン整備計画検討委員会を各分野の専門家の皆さんに参加いただき、基本的な考え方、整備スケジュールをお示しいただき、議会でも28年12月の全員協議会で説明され、医療福祉ゾーン整備計画が進んでいます。

この村の今後の医療、福祉のみならず、現役世代の定住、持続可能な村づくりの骨格とも言える非常に大切な計画の進捗状況と、診療所、介護老人保健施設の建設関連の進捗状況について伺います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今井美道議員の質問にお答えをいたします。

まず、医療福祉ゾーン整備計画の進捗状況についての御質問ですが、現在、第1期事業として旧名商大白川セミナーハウス跡地に診療所及び老健施設の建設を行うため、平成29年1月から基本設計に着手し、平成31年後半の開所を目指して現在事業を進めています。建設の進捗状況は後ほど事務局長より説明をさせます。

施設の規模は鉄骨瓦ぶき平家建てで、延べ床面積は診療所部分が723.45平方メートル、老人保健施設部分の面積が934.8平方メートル、合計1,658.25平方メートル、約500坪の建物になります。老人保健施設は、1床室（個室）が4室、2床室が6室、合計16床の施設になります。浴室、食堂、談話室、リハビリ室など、現在の老健とは見違えるような施設になると確信をしております。また、診療所には新たに感染外来の診察室や保健指導相談室を整備します。いずれにしても、患者様や利用者様に喜んで利用をいただける施設にしていけることが大原則であります。

今後の課題として、診療所及び老健施設は村の大きな雇用の場であり、今後増大していくと思われる介護需要の受け皿となる施設のため、看護師等の技術職員及び介護福祉士等の介護職員についてはU・Iターン者も含めて定期的に確保していく必要があると考えております。

また、第2期事業として、時期は未定でございますが、新たな福祉施設の建設を計画していきたいと思っております。これをどのような施設にするかは、今後また専門家の皆さんや村民の皆さんの御意見をお聞きし、真に必要と思われる施設を民間活力の導入も視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

建設事業の進捗状況については、診療所事務局長がお答えをいたします。

○議長（服田順次君）

診療所事務局長 伊藤保夫君。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

それでは、診療所及び老健施設の建設関連の進捗について説明をさせていただきます。

平成29年10月に基本設計について、議会の皆様から最終案について御同意をいただきましたので、

現在、実施設計を5月までの予定で行っています。詳細は診療所内部検討委員会と設計事務所との間で各部屋ごとの備品、設備、照明やコンセントの位置等の詳細について現在細部の詰めを行っています。また、敷地造成工事の設計についても建物の設計と微妙に影響をしておりますので、整合を図りつつ進めているところでございます。

今後のスケジュールですが、地質調査、ボーリング調査業務を2月末から3月中旬にかけて現在実施をしております。また、建物の実施設計と敷地造成工事の設計業務は5月中旬までに完成をし、その後、建築事務所へ建築確認申請を行います。これが約1カ月半から2カ月ほどかかるということで、許可が来るのが7月中旬以降の予定です。その後、本体工事に着手できるのが8月中旬から9月初旬の予定で、完成が補助金を受ける関係もありまして、来年の3月中の完成が必須となっております。実質の工事期間が7カ月ほど大変タイトなスケジュールとなりますが、補助金を受ける関係で年度内完結が可能な業者選定も重要となってきます。また、外構工事につきましては、30年度に1期、31年度に2期と、2カ年に分けて実施する計画です。30年度は準備工、土工、建物部分の雨水排水溝を実施し、31年度は敷地周りの雨水排水溝、駐車場の舗装工、中継施設工、あと渡り廊下設置工を予定しています。

以上で、今現在の建築関連の進捗及び今後のスケジュールの説明とさせていただきます。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美道君。

○2番（今井美道君）

建物の進捗状況のほうは丁寧に御説明いただきまして、ありがとうございました。

再質問に入る前に、ちょっと余談の部分も入るかもしれないですけど、2月5日の日に岐阜県の建設研究センター、これは入札なんかのいろんな資格とか取り扱いの県のほうの機関でございますけれども、ここがやっている都市計画協会主催のまちづくり講演会というものがございまして、多くの自治体の職員や設計業者とか一般の関心のある方を対象にということで、地域材を利用した木造建築物、公共建築物がテーマということで、大規模木造建築物の事例紹介がありました。高山市では、何を建築するにも設計業務に入る時点で木造で設計するように指示が出るそうでございます。また、白川町では道の駅ピアチェーレの駐車場内に大規模な木造の複合店舗が建築中でございます。構造見学会がありましたので見学させていただき、町長なんかとも話をさせていただいて、よく見ると構造材の多くは東白川製材から出荷されたもので、ありがたいことでしたのでお礼を言っていましたけれども、診療所、老健建設においてはさまざまな会議を経て、こういった形で先ほどいただいたような建物の建築が進んでおります。東濃ヒノキの産地で木造建築の建設を推進しているということですから、後世に伝える文化、何とか木のよさが伝えられるとよかったかなというふうには感じておりますけれども、構造は鉄骨づくりということですので、本設計図による内外装材の仕上げというところに期待をしたいと思っております。

まず、1点質問をさせていただきますけれども、東白川村の国保診療所建設委員会の設置要綱に

よりますと、基本設計、実施設計の推進にかかわる事項、新診療所の機器導入計画にかかわる事項が所掌事務とされております。任期は国保診療所の完成までということになってはいますが、今後の委員会の開催予定はどのようになっているか、お伺いします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

まだ日時は当然ながら決まってはございませんが、また引き続き委員会を開いて、設計がどのような形で上がってきておるとい御報告やら、御指摘があった内装はここはこういうふうになっていくよとか、それから医療機器についてはどういう取捨選択をしていくかというようなことも説明をしていきたいなというふうに考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美道君。

○2番（今井美道君）

今、本設計が進んでいますので、また委員会の開催で村民の代表の方に御説明をいただき、御意見なんかも聴取していただきたいと思ひます。

2点目に、施設建設は私どももいただいている東白川村医療福祉ゾーン整備計画の中の全く一部でありまして、最も大切な部分をつくった施設を村民の皆さんのためにどう役立てていただくかということになってくると思ひております。建物の建設ばかりに目が行きがちになってきますけれども、この整備計画を書かれた内容は皆さんでつくり上げてみえた整備計画なわけですけれども、この過程の中では診療所の事業改革委員会の答申であるとか、診療所の経営改革診断書、こういったものがコンサルの方から出された答申であるとか、老人福祉施設に関するプロジェクト会議の答申など多くの問題提起や提案が記されたものが答申として出されております。こういった建築以外の部分の検討が引き続き行われているのかということと、行われていけば進捗状況についてもお伺いしたいと思ひます。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

現時点では建設以外のことについてちょっと話し合いをする時間がまだとれていなくて、局長のほうに予算編成のときに指示をしたところがございますけど、30年度、建てながら内部のことをしっかりと決めて、相談をしていくべきだろうという考えでございます。施設はある程度の時期に決めてつくっていかなくちゃいけないのは、これは我々の仕事でございますのでつくってまいります。今、議員御指摘のとおり、その施設をいかに村民の皆さん方に喜んで使っていただけるか、そういう取り組みと、引き続き職員については意識改革を進めて、村民のために働いているという思いで仕事をしていっていただきたいと思ひております。

ただ、少し誤解といいますか過大な期待といいますか、建物が新しくなったらすぐ医療サービスがふえるのではないかというような考えを一般的な方々から聞くことがあるかと思います。これは決して今後10年、あるいは20年30年と、この地域でどういった医療を提供していくのが一番ベストかということもしっかり考えながら、部屋の間取りとか、あるいは医療機器の部屋とかいうのを考えてきたところでございますので、何か診療所が新しくなったらすぐお医者さんがふえて、昼も夜も診てもらえるというような、そういうことはないわけであって、一生懸命医療サービスをしていくわけですが、地域に根づいた診療所になっていくべきだろうという思いは一緒でございますが、医療基準のところではしっかりと今後御説明をしていかないかと思っています。

先月のホットホスピタルというCATVの番組で北川所長が移転の経緯について、非常に詳しく説明をしました。ごらんになられた方もあったかと思います。非常によくわかっていて、なぜ老健が選ばれたのかとか、なぜ診療所も一緒に移転するのかとか、将来についてはどういう傾向にあるのかとかいうことを解説しております。この次の機会には、今度は医療サービスについて所長みずから説明をするというふうになっております。

しかし、先ほど来の議論も一緒なんですけど、なかなかお話をしてもそれを聞いていなかった方はそれっきりのことなわけなんで、根気よく地域の皆さん方にこういう医療をやっていくよというようなことは説明をしてまいりたいと思っています。30年度のことを、余り微妙な時期ですので言えませんが、予算計画の中では秋口に新しい体制の中での集落座談会を開いて、総合計画のこともございますし、この診療所の今後のことについても、また今度は建物ができたことを前提に御説明をしていく、そういうふうな思いでございます。

先般ある会合で、桑原の人がかかりたいと言っておるけどかかれるかねという、こんな質問があった。どうぞ来てくださいとおっしゃってくださいという話なんですけど、前もお話したことはあるかと思いますが、ほかの地域は非常に黒川地区や中川地区とも近いということがあって、白川町さんからも非常に大きな期待をされております。老健、診療所も含めて東白川の診療所がこの地域で受け持つ役割をはっきり明確にして、それに合った医療体制、人員の数、そして機器、そういったことをしっかりと組み立てていかなきゃいけないというふうに思っています。したがって、病診連携といいますけれども、白川病院さん、あるいは木沢病院、後方支援の下呂病院、こういったところとも一緒にいろんな話し合いもまた持ちながら、診療所がやるべきことはここまで、ここはしっかりやるというようなことを先ほど来の国保の話もございましたんですけど、そういうことも含めて村民の健康増進のため、疾病管理のためにやはりやるべきことを決めてしっかりやっていきたい、このように考えています。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美道君。

○2番（今井美道君）

今の答弁の中に全く医療福祉ゾーン計画の骨格の部分がお話しされておったと思いますので、建

物が進んでいくという中で、並行してでは職員の方は大変かもしれないですけど、それにあわせて内部的ないろんなことも進めていっていただきたいなというふうにつけ加えさせていただいて、次の質問に入りたいと思います。

次に、東白川村の特産品である白川茶の振興策について質問いたします。

凍霜害の被害が大きく、大減収だった28年と比べると、収量的には回復のあった29年のお茶栽培。しかし、食文化、生活スタイルの変化によるお茶離れ、各地のお茶の産地が同様の問題を抱える上での産地間の競争はますます厳しくなっていくでしょう。荒茶の単価の低迷は続き、技術継承の必要な生産労働力の高齢化、加工労働力の確保の問題など、多くの喫緊の課題があります。東白川村のアピールポイントの一つは白川茶であります。また、多くのお茶に携わっている人もお見えになります。東濃ヒノキ、お米、住宅産業などととも、付加価値をつけることによってそれぞれの分野に携わっている方々のみならず、東白川村全体に波及効果を生むと確信をしております。

茶業を支援していただくことは、ほかの頑張っている多くの団体に村としてさまざまな事業の面で支援していただいていますのと同様に大きな支援が必要と強く感じていますが、29年度予算のうち、地方創生枠の東白川茶販売事業、茶業振興対策事業については28年度と比較して予算のほうは削減されておりました。現在ある商品の仕上げ茶としてさまざまな場所で販売する援助もいただいておりますし、トップセールスの御努力も評価しておりますが、職員や地域おこし協力隊員、第三セクターの職員が新たな販路や付加価値をつけるために、東北や関東で模索し努力を重ねていること、非常に心強く感じております。特効薬というものはございませんし、すぐに効果が出るということは限りません。こういった努力の積み重ねが必要な時期であると考えます。村長の茶業振興策への考え方と、その思いが30年度の予算編成にどのように反映されているのかをお伺いいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

本村の茶業の状況については、議員御指摘のとおりであり、今までも厳しい厳しいという状況が続いてはきましたが、さきの2月に行われました2つの茶生産組合の総会に出席し、いよいよ決断のときが来たと感じております。東白川製茶組合からは組合の事業計画でも監査意見書でも組合の存続をかけた改革の必要性と、今後の方針策定を強く求められております。また、行政、第三セクターであるみのりの郷東白川株式会社、有限会社新世紀工房との連携による改革のリーダーシップを行政がとるようにと強く求められたところでございます。この点につきましては、私も強い危機感を持っており、まずは両組合の意見をしっかりと聞くことから始めたいと考えています。

30年度の予算では、出口戦略と生産体制の関連性のある戦略づくりを既にOKB総研に委託して、茶業再生戦略を立てるべく委託費を予算化しております。また、これはお茶の産地だけでの考え方ではなく、経済や流通の専門家からの視点が必要と強く感じているところであります。

また、一方では出口戦略としての販売促進に関する事業を計画しております。JAめぐみのより紹介を受けました福島県白河市のJA夢みなみの農産物直売所と平成28年8月から取引を始め、こ

れまでに43万4,000円の売り上げを上げております。全国のJAがそれぞれに持つ直売所は交流のネットワークを持っていて、福島県進出を契機に茨城県や沖縄県からもイベントの参加や取引のお誘いが来ている状況でございます。来年度も継続して国内販売の開拓を進める予定でございます。

また、来年度はOKB総研と協力し、水出しの東白川のお茶をワインボトルに詰めたボトリングティーを販売促進の起爆剤として試作する計画を立てています。他の追随を許さない白川茶ブランドの中でいただき、頂点となる商品をつくり、上から下へおろしていく販売戦略を進めていきたいと考えております。また、村民や村内事業所を対象にした新たなお茶の飲み方や入れ方の提案など、村外だけでなく村内を対象にした活動も行っていきたいと考えております。

議員が述べられたように、これらの活動はなかなかすぐに大きな効果が出るわけではございません。担当職員や地域おこし協力隊員がSNSなどを有効に活用して活動したことにより、今年度には2度東京で白川茶PRのトークショーを先方の依頼により無料で行ってこれることができたことなど、人のつながりから生まれたPRの効果を感じております。平成30年度も引き続きこういった活動を行い、販売先を広げていけるようにしていきたいと考えております。

また、うれしい話題としましては、ことし3年の任期を迎えます産業振興で活動してくれている地域おこし協力隊員が任期後に白川茶の販売を中心とした事業を起こすことを決めてくれました。課題が多く、暗い話題になってしまいがちな昨今の茶業界の中では、勇気をもらえる明るい光のようなお話でございます。平成30年度は、この新たな村のお茶の販売業者も加えて、茶業振興会を中心として花の種をまく地道な活動を続けながら、出口戦略をさらに発展させていきたいと考えております。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美道君。

○2番（今井美道君）

今、質問を言う前に本当にうれしい報告がありました。全く地域おこし協力隊の事業の創設の目標でもあるようなことで、しかも東白川のお茶に興味を持って活動していただいて、そういった今後も携わっていただけるということは全くうれしいですし、村としても全くありがたいなというふうに感じました。

今回の予算書を見させていただきますと、先ほど言ったように29年度についてはこの2つの事業のところ減額であったものが、見させていただきますと30年度は330万であったものが530万にふえていたり、155万であったものが237万ということでふえてございます。その部分と、今までは一般財源中心でここに財源という格好で記されておったわけですが、今回その他の財源ということで何かしらこの辺の補助を見つけてみえる努力をいただいたのか。このあたりのことしの予算についてお答えいただければと思いますが。

今の部分は全協の予算審議の折にお伺いするようにさせていただきますので、お答えは現状結構でございます。

補助を増加したということは、まず僕にとってはうれしいなということと、また茶農家さん、2つの茶生産組合や茶商さん、その他お茶にかかわる方がたくさんお見えになりますので、先ほども重なりますけれども、特効薬がありませんので、こういう種をまくことをいろいろやっていただくと、いつどんな形で花が咲くかわかりませんので、今後もよろしくお願ひしたいということをつけ加えて次の質問に移ります。

質問の通告の3番、職員の働き方改革について質問をいたします。

この4年間、議員として東白川村の行政にかかわらせていただいて感じたことの一つに、職員の方々の努力や御労苦を強く感じました。家族サービスやプライベートを犠牲にして土曜、日曜、夜間も関係なく遅くまで働いてみえる多くの職員の方の姿を拝見しました。公務員だから仕方がない、もっとよりよいサービスと思われる村民の方々の声もお聞きすることもありますけれども、素直に敬意を表したいと思っております。

国は多分野にわたって働き方改革を進めているようですが、東白川村職員に関しても29年度4月に施行されましたノー残業デー実施要領も働き方改革だと思っておりますが、1年間の検証と現在村長が進めてみえる働き方改革について、お考えをあわせてお伺いをいたします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

では、職員の働き方改革についてお答えをします。

今井議員御質問のとおり、職員は夜間の会議や日曜、祭日に行われる祭事・行事等の参加、また大雨や台風などによる被害に備えた防災当番など、職員一人一人が高い意識を持って職務に当たっておりますが、今ほど今井議員よりこうした職員に対して敬意をあらわしていただきまして、本当にありがとうございます。感謝を申し上げます。しかし、長時間の労働は心身の健康に重大な影響が懸念される一方、振りかえ休日、代休や年休などの取得がなかなかとれないのが現状であります。

そこで、職員が高い意欲を持って最大限に能力を発揮できるような職場環境の実現に向けて、働き方改革アクションプランを参事及び総務課長に指示をいたしました。まず、最初の取り組みとしてストレスチェックの義務化を行い、一昨年よりストレスチェックを開始しました。ストレスチェックの結果、高ストレスの職員に対しては臨床心理専門医師による個別相談を行っております。

次に、昨年4月、ノー残業デー実施要領を作成し、毎週水曜日をノー残業デーと定め、特別な事情がない限り、5、6時までには退庁するよう定めております。また、昨年10月に働き方改革アクションプランを作成するに当たって、職員に対し働き方改革に対する意識調査を実施しました。その結果、約100%の職員は働き方改革が必要だと答えており、その主な理由として、有給休暇がとれない、人材確保が難しい、業務の効率が悪いからでございました。また、ノー残業デー実施から半年がたち、その実施状況もあわせて調査しました。その結果、回答者の52%が積極的に実施しているという回答でしたが、ノー残業デーを積極的に実施している職員の中からノー残業デーのしわ寄せが他の曜日に来ているとか、代休がとれないからノー残業デーであっても残業している職員が

いるなど、まだまだ職場の環境改善の必要性を痛感しているところでございます。

今後の働き方改革でございますが、現在、国会においては働き方改革関連法案が審議中、一部お蔵入りというような状況も新聞報道がございますが、これがどのような内容の法律になるかはまだわからない状況ではございますが、1カ月の延長とする時間を45時間までと定めまして、時間外労働及び休日労働に関する協定、いわゆる三六協定を職員代表と交わし、協定書を労働基準監督署へ提出するとともに、4月より職員の健康の保持と増進、長時間労働の抑制並びにワーク・ライフ・バランスの増進を図ることを目的に、時差出勤、勤務制度に関する規定を定め、実施をしております。具体的には住民サービスの低下や他の職員に影響が出ないことを条件に早出出勤、遅出出勤の実施、夜間の会議の日は午後から出勤を行い、超勤とならない取り組みを行います。また、働き方改革を積極的に実践して効果を得た職員に対しては人事評価に反映させるための取り組みも行っていきたいと考えております。

これからも働きやすい職場の充実、ひいては政策の質や行政サービスの向上に向けて、国や他の自治体の取り組みの事例も参考にしながら働き方改革に取り組んでいく所存でございますので、これからも御指導をよろしくお願い申し上げます。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美道君。

○2番（今井美道君）

29年度のいろいろな私どもも知り得ないようなところでのアクションプランの一部がスタートしておいて、実績の報告もいただきました。52%の方のノー残業デーの積極的なところなかなか皆さん仕事を抱えてみえるという部分で、何とかこなさないかんという思いが強いのかなという気はいたします。

ちょっと話が変わりますけれども、第三セクターについてちょっと伺いたいと思いますけれども、第三セクターについては農繁期やイベントなど稼ぎ時というのもありますけれども、筆頭株主である村は第三セクターの従業員の現状の労働状況などを把握はしてみえるか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

第三セクターにつきましては、みのりは私が社長でございますし、ふるさと企画、新世紀工房についても毎月1回社長と経営会議を行っております、いろんな問題について話をしております。職員の待遇改善とか、それから今の超勤の問題等も話題になる場合もございますので、そういう意味では掌握をしております。

昨年派遣をしました地域おこし協力隊員がそれぞれの会社に入ったわけですが、非常に一生懸命やってくれまして、特にみのりの郷の2人はお茶の時期、あるいはたんぼが始まった時期には非

常にたくさんの残業をしてしまっていて、これはまずいぞというところで改善命令といいますか、現場のほうへ指示もしておるところですが、なかなか走って行ってしまいうようなところもあって、彼らは自分で了解を得て、冬場の間に自分の時間をたくさんつくってということで、1年間の変形性の労働時間という形で今やっておるということなんですが、それにしても1カ月以内で、あるいは1週間でという労働時間の規制もございますので、特にみのりについては今シーズンについてはしっかりと改善をして臨ませなきゃいけないかなと思っております。

ふるさと企画と新世紀工房については、それほど問題になった状況ではないというふうに把握をしております。

〔2番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

今井美道君。

○2番（今井美道君）

第三セクターのほうもしっかり目を届かせていただいているということで、今御報告いただいたような形で今後もお願いしたいと思っております。適正な人員配置等、今後の世代間による職員数の予測、こういったものをしっかり立てられて、適正な労働条件のもとで職員の方が業務に邁進していただくことを祈念させていただき、質問を終了したいと思います。

○議長（服田順次君）

それでは、ここで暫時休憩とし、昼食をとりたいと思っておりますのでよろしくお願いを申し上げます。

午前11時50分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問、それでは3番 桂川一喜君。

〔3番 桂川一喜君 一般質問〕

○3番（桂川一喜君）

越原交流サロンについて質問をさせていただきます。

まずは、関連のある2つの質問をさせていただきます。

越原交流サロンは、当初29年度中の完成を予定していた事業でしたが、来年度ようやく実施設計という計画変更がなされました。計画変更になった経緯と、変更後の予定を御説明ください。

次に、村で3つ目のサロン建設になるわけですが、それぞれ目的、使用内容は同一のものではありません。その説明は村民に十分されているとも思えません。そこで、設置目的、使用内容、運営方法を、予定されている越原交流サロンを含めて違いがよくわかる形で御説明いただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

桂川一喜議員の御質問にお答えをします。

越原交流サロンの建設についてお答えをします。

この交流サロンは、高齢化社会の健康と福祉の増進のため必要と考え、私の4年前の選挙公約にも掲げ、整備を進めてまいりました。神土の交流サロンふれあいは、初期の目的どおり、高齢者の健康と福祉の増進を目的として喫茶コーナーやカラーリングなどのレクリエーション、災害時の一時避難所的活用、集会などの多目的な目的を持った施設として整備をしました。また、2次的な使い方として、子供たちもサロンを訪れ、世代間の交流の場となっています。

ほかの交流サロンは、建設場所の設定については、村営住宅整備計画と五加運動場管理棟との兼ね合い、旧五加保育園舎の耐震の問題等を考え、サロン整備計画を地元の皆さんに投げかけ、熱心に議論をしていただき、活発に活動していただいている人形劇サークルの活動の場と、神土と同様の健康増進のためのカラーリングの練習もできる場所にしました。おかげで地域の皆さんに大変喜んでいただき、運営自体も地元の委員会で管理していただいております。女性や高齢者の皆さんの社会参加の場としても大変有効であると感じているところであります。こうした行政の方針が十分に説明されていないという御指摘は甘んじて受けますが、神土、五加の運営に携わっていただいた方々は十分御理解をいただいていると思います。

越原サロンの建設計画については、地元の自治会役員、老人クラブの代表の方や子育て関係の皆さんにお集まりをいただき、平成28年10月から4回の検討を重ねておりますが、これが越原区の皆さん全員に伝わったかという点、議員御指摘のとおりかなとは思いますが、このサロンのことだけではなく、なかなか全て行政の説明が行き届くようにするには努力を続けるより仕方がないと思いません。聞いていない、説明がないと言われた方があったら、そのときその場所で丁寧にお話をしていかなければならないと考えております。

さて、越原サロンについてですが、議員も御足労願ったように趣旨説明などを10月27日に自治会役員、老人クラブ役員、子育て世代の関係者の皆様を委員としてお願いし行いました。その後、第2回は28年12月11日にサロンのイメージ等について、第3回は29年8月3日に建設予定地の候補地について、第4回は9月5日に同じく候補予定地等について行政側のプランをお示ししてまいりました。

旧越原保育園は現在、安江さん家として民間の方が村の施設を借り受けて、小規模住宅型児童養育施設、通称ファミリーホームを運営していただいております。また、その他のあいた部屋を子育てママの会が学童預かり子育ての会事業を行っていただいております。

私は、当初はこの旧越原保育園の一部改造と増築を行いサロンとしたい計画を持っておりましたが、耐震工事や増築工事に多額の費用がかかることがわかったのと、建築確認申請が難しいということがわかりました。そこで、旧の越原運動場、旧越原茶工場横の大きな空き地などを建設候補地として御提案したところ、やはり越原保育園跡地が一番ふさわしいという委員会の御意見でした。

現在は旧越原保育園の園舎はそのままにして安江さん家に使っていただくこと、その園舎に向き合う形で木造平家約52坪の平面プランを説明して、使い勝手や関係団体の要望等を取りまとめていく予定でしたが、財政計画、特に起債計画や一般財源の枠の問題等、丁寧な議論が必要であるという認識から建設予定時期をおくらせてきており、今回30年度予算には実施設計の予算を計上しているところであります。平成29年度建設を諦め、平成30年度実施設計、平成31年度建設というスケジュールを考えております。

次に、それぞれの施設の違いについて、さきに少し述べさせていただきましたが、神土サロンは高齢者福祉を主体に社会福祉協議会が管理主体となっております。五加サロンはサークル活動を特色として、高齢者福祉も合わせた施設として地元の皆さんに運営委員会を組織いただいて、この委員会で運営をしていただいております。越原サロンは子育て支援施設としての機能を特色として、高齢者の方も活用できる施設にと考えているところですが、最近になって説明不足のため、高齢者のためだけなら既存の施設を活用するので施設は要らないという御意見を複数お聞きいたしました。平成30年度に実施設計の予算化を行っていますが、子育て支援施設としての重要性や機能性、また越原地区として利便性やバリアフリー、健康増進などの観点で高齢者福祉施設が本当にこれから絶対有用、必要であるということを真摯な態度で説明をしてまいりたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

まずは、経緯と変更後の予定についてなんですが、その変更後についての議論を始める前に、まず今3つのサロンについての説明がありました。その中で、それぞれのサロンが当初の設置目的も時系列が1年ごとに設置をしていった経緯の中で、当初神土は高齢者でスタートしました。その時点では村長は多分全て3つを高齢者というキーワードで行かれる予定だったところで、1年目の状況、それから反応を踏まえた、それから地元での説明会を経ているうちに徐々に高齢者という色合いが、例えばさっきでしたら女性の社会進出でありますとか、それを主体としながら、そこに高齢者を加えていく。要は主従の関係を入れかえるような形で、それでも村長の口からは高齢者という言葉が決して抜けないというところは、最初の予定である高齢者ということを貫かれる村長の姿勢が感じ取られます。

ただ、問題なのは、村長の中ではそれぞれの地区に3つの施設を建てるという思いが強い。でも、村民からすると全てが一つの大きな事業、3つのサロン事業であるということで、例えば神土の今の現状がどうであるかとか、それから神土をつくられたときに発生しました諸問題が次に五加のサロンを建設するときに影響が出てしまいます。それは一つの事業として村民は捉えているからであって、村長の中ではどうもさっきから聞いていますと、結果についても五加の中では納得してみえる、五加の運営委員会の管理人の人は納得してみえる。それを逆に返しますと、神土の中では納得している。この状態はしっかりした情報交換がなされれば、当然神土において納得している部分は

五加の人も理解していきやいけない。それから、五加で納得している部分は実は神土の人の納得していることはもっともですが、これから進もうという越原にとってみると、神土におけるネガティブではないポジティブな情報、それから五加におけるポジティブな情報というのが十分伝わってきていないがゆえに、どうしてもネガティブな情報というのはこういう田舎においてではなく、全ての情報の伝わり方というのはどうしてもネガティブな情報のほうが積極的に伝わりやすいという、多分そういう性格上から、結局2つの施設の持っているネガティブなイメージだけが濃縮された形で越原に伝わってきている。これが一種の慎重論。先ほど村長がおっしゃったように、どうしても高齢者という言葉に対しては反発が強まっているんじゃないかとおっしゃった、そのとおりであると思います。

そこで、1個質問させていただきたいのは、運営母体もある中で、それぞれのサロンが既にひとり歩きしている、それから独立して運営されているわけですけど、まず単純に2つのサロンの間の情報交換がきちんとなされた、サロンという大きな意思統一の中での情報交換等が現状なされているのか。もしなければ、今後それをなしていく予定があるかということと、それからサロンという事業はあくまでも名称としては共通ですが、それぞれ3つのまるで別々の事業であるかのように今後進んでいってしまうのか。それともやはり最終的に3つ目のサロンができ上がった時点で、再度一つの事業として統一した考えの中でその事業を見直されるようなお考えがあるか、ちょっとそれについてお伺いしたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

議員御指摘のとおり、神土を建設、そして運営を始めて村長の考えが変わったのではないかと、変わって悪いとは思っていません。五加へ説明をしに行って、五加の要望も聞いて、五加につくるサロンはこういった特色を出したほうがいだろうという結論に変えたわけですので、私はその辺は変わることに対して悪いとは思ってなくて、むしろよかったなと思っております。今おっしゃるとおり、越原については全体計画の最初の部分だけが伝わっておって、あとのことが伝わってないのでということは、先ほども答弁したとおり、甘んじて御指摘を受けて今後説明をしていくということでございます。

もう一点、3つにこだわるのという御質問ですけど、これは事業としてはサロン事業ですので、将来的にも地域のいろんな各層の方々が世代間交流や子育て、高齢者対策、こういったことに地域としてバリアフリーであったり、あるいは耐震であったり、一つ進んだランクでの施設を活用して、将来この村に住んで、住みやすい村の一つにする施設ということですので、それを大きいくくりでは私はサロンでいいと思いますけれども、それの中で特色あるよという考え方で進めていきますので、それぞれ施設に、例えば越原のほうが子育て集団だから教育委員会で管理しましょうよ、神土は高齢者対策だから保健でやりましょうよ、じゃあ五加も保健かなというような面白いことのないように、やはりこれは高齢者社会を迎えて少子化の中でということ一つのかくりですので、福

祉政策の一環として進めてまいりたいと思っています。

ただ、完全に色分けをする必要は全然ないので、それぞれの説明はさっき言ったような特色を持った施設にしていきたいというふうに考えています。

〔3番議員挙手〕

○議長（服田順次君）

桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

まずは村長の思いを伺いたかったのですが、やはり村長のお答えの中から察していても、やはり統一した3つを1つの事業でやるのか、それとも特色を出そうというお言葉ではありましたけれども、既に運営母体ですら今直接保健師がやっているのか運営委員会がやっているのか、それとも社協が間に入っているのかというところも現状の中でも少しわかりづらいように、3つの施設というのはやっぱり3つの施設なのかというところが伺っている限りでは少しわかりづらい。でも、これは何を言いたいかといいますと、実は2つつくったから3つ目を必ずつくらなきゃいけないとおっしゃられている村長の意欲というのはわかりますけれども、地元での説明を繰り返しているうちに、どうしても地元のほうでも必要論についてなかなか納得いく結論が出ない中で、さまざまな理由がありました。財政の問題でありますとか、それからもう少し丁寧な意思統一を図りたいとおっしゃられた村長の慎重さのおかげで、何とか予定が2年、完成に至りましては2年延ばされた、これを残念な結果と見るのか、それともゼロから見直す最大のチャンスと見るかというところは、多分受け手である越原地区の皆さんからすると、せっかくなかなかいい時間をいただけたからじっくりゼロから見直したいという思いも多少聞かれています。それはさっき言われたように、施設がこれ以上2個3個ふえていくことに関しては、何度も何度も説明を繰り返してきましたけれども、どうしても100%の理解が得られないままきょうに至っているのが現状です。

ですので、ちょっとここでサunkコストという経営上のよく使われる言葉があります。これは埋没費用といいまして、今まで使ってきた費用というのはここからどんな方策を使っても取り返せない費用のことです。それはどういうことかといいますと、今までこれだけ手間と時間をかけてきたから、どうしてもこうしなきゃいけないということに振り回されて経営を失敗するよりも、もうここまでかかった費用というのは仕方がないんだと。それよりも今から見直して、その費用にとらわれずにこれからベストを尽くしていくというようなときに使われる言葉です。

村長にもう一度確認したいんですが、確かにここまで村長のやられた結果が今のサロン2つの建設の結果でありますし、それなりの評価が出ているということも僕としてはリサーチ上では出ていますが、そのことと今度越原にでき上がるサロンというものを、その2つがあるから3つ目、それからサロンという言葉があるからサロンなんだという考え方だけではなく、越原地区というものにどんな施設が要るのか。それから、広くは村の中にどんな施設が要るのかというところまで一旦立ち返っていただいて、それをもう一回整理していただく。それから、建設に反対しているんじゃないです。その観点のもとでもう一度住民に対して、この施設が要るんだ、この施設はどうしても必

要なんだというところまで説明を願えないかという私からの希望も含めてですけれども、村長のお考えを伺いたいと思います。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

先ほどの質問の中で、お互いの情報交換の話がちょっとあって答えておりませんでしたんですけど、それぞれ管理運営委員会があったり、社協が管理をしておったりとかいってちょっと複雑にはなっておりますが、これは将来は解消されるかもしれませんし、そのときそのときの対応が必要になってまいりますので、いろいろ紆余曲折をしておるといっていますが、特に2つ目の施設の五加については、最初から地域でいろんな話し合いを持っていただいたおかげで非常に順調なスタートができたと思って喜んでおります。お互いが情報交流というのは必要かとは思いますが、これは行政が積極的にやらなくても見に行けばわかるというような思いもありまして、担当は当然行政ですのでしっかりと情報の状況は把握して、私もそれは把握しておりますが、お互いによさを見つけ合っただけからの運営に工夫をしていただくようなことはあってもいいのかなとは思いますが、積極的に交流会をやりましょうとか、そういうところまでの思いには至っておりません。

ただ、越原についてはいろいろ今議論を交わしているところですが、例えばこの建設委員はまたメンバーが少し変わってしまうわけですけど、年度がわりで。2つの施設をしっかりと見ていただいて、そこで話し合ってみたり、それからなぜ必要なのかということ为先ほどの答弁のとおりしっかりと説明をしていきたいというふうに思っております。決して私は全ての事業、全てですが、サンクコスト、今までやってきたでやらないかとか、そういう思いは全然思っていないで、極めて合理的にその時点その時点でどれがベストかという選択をしまわってきたつもりでありますし、これからもそういう観点でしていきたいと思っております。

越原についてももう少し思いを述べさせていただきますと、安江さん家はちょっとナイーブな問題で、あそこを借りてどうしてもやられたいということで今やっていただいています。これも非常に社会的には有意義な活動をやっていただいていますので、これはこれで応援できるところは応援していきたいとは思いますが、子育てママの会がやってみえる、いわゆる夏休みだとかいうときに子供さんを遊ばせている施設が耐震がきいていないということ、そういったことを考えると、やはり環境のいいところで子供さんたちを健やかに育てさせてあげたいなという思いはずっと持っていますので、例えばこれは今後話し合いの中で高齢者の方が要らない、だけど子育てママの会が要らないと言ったら、それに特化した形でどこか違う施設を考えるべきであろうというふうには思っています。子育てママの会の皆さんがこれからもしっかりとその事業を続けていただけていくことが前提でございますし、仮にそういうことでなくなっても行政が何らかの形で放課後ですとか夏休みやとかいうときにお子さんを預かって、子供さんを安心して預けているような活動ができる、そういった村でありたいとは思っていますので、そういったこともなかなか御理解がいただけないということになると私どもの説明不足ですが、議員の皆さん方の力もおかりして、しっ

かり地域で議論をして、この建設を是非について結論をいただいて進めたいと思っております。実施設計の予算を持っておりますけれども、すぐ実施設計に入るのではなくて、まずは年度がかわりましたら委員会を開いて検討をまたしていきたいと、このように考えております。

[3番議員挙手]

○議長（服田順次君）

桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

この時点におきましての村長の決意は十分わかりましたし、慎重な話し合いをこれからも継続した上での計画を進めていくという御返答もいただきましたので、この越原交流サロンについての質問はこれで終了したいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（服田順次君）

以上で一般質問を終わります。

ここで暫時休憩を挟みたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

午後1時22分 休憩

午後1時25分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎承認第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第6、承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、専第12号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から専第3号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第10号）までの4件を専決関連により一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて。次の件について、急施を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めます。平成30年3月2日提出、東白川村長。

記1. 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第8号）（別紙）。

2. 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第9号）（別紙）。

3. 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）（別紙）。

4. 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第10号）（別紙）。

おめくりをいただきまして、専第12号でございます。平成29年度東白川村一般会計補正予算（第8号）。平成29年度東白川村一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ160万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億633万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成29年12月20日、東白川村長でございます。

1 枚おめくりをいただきまして、第1表の歳入歳出予算補正及び5ページの事項別明細書の総括の説明を省略させていただきます、7ページの歳入をお願いいたします。

2. 歳入。

14款2項6目農林水産業費、県補助金、補正額19万2,000円の減額でございます。説明のほうで、県単治山整備事業補助金の減額でございますが、補助率の変更に伴う減額でございます。

18款1項1目繰越金、補正額179万5,000円、説明で前年度繰越金でございますが、収支のバランスをとるものでございます。

8ページのほうで、3. 歳出。

6款2項3目林道総務費、補正額160万3,000円でございます。説明のほうで、林道総務費の工事請負費でございますが、県単治山工事で160万3,000円の追加でございます。この件については、井の洞谷流路工整備工事の追加でございますが、県の指示による工法の変更及び平成29年度の単価の変更により増額で、工期を確保するために専決をさせていただいたものでございます。

続きまして、専第1号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第9号）。

平成29年度東白川村一般会計補正予算（第9号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ287万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億920万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年2月1日、東白川村長でございます。

2ページの第1表の歳入歳出予算補正及び5ページの事項別明細書の総括の説明を省略させていただきます、7ページをお願いいたします。

2. 歳入。

18款1項1目繰越金、補正額が267万1,000円でございます。前年度繰越金で、収支のバランスをとるものでございます。

19款4項4目、補正額19万9,000円で、説明のほうで建物災害共済金でございます。建物の損害に対する共済保険でございます。

3. 歳出。

6款1項5目山村振興事業費、補正額20万円でございます。説明のほうへ行っていただきまして、山村振興事業費一般でございますが、需用費、修繕料のところ、施設の修繕料で20万の追加でございます。これにつきましては、つちのご館で通行車両が電気の引き込み線をひっかけまして破損しましたので修繕したものでございまして、その通行車両については不明ということでございますのでお願いしたいと思っております。

8款2項1目道路橋梁維持費、補正額が200万円でございます。説明のほうで、道路橋梁維持事業のほうで使用料及び賃借料で、除排雪関係の機械の借り上げ料が150万円でございます。それから、原材料費のほうで道路維持管理用の原材料費、これは融雪剤になりますが、両方とも降雪に伴う除雪費用でございます。

続きまして、8款3項1目で住宅管理費、補正額が57万1,000円でございます。説明のほうで住宅管理費でございますが、工事請負費で村営住宅の維持修繕工事57万1,000円の追加でございます。フラットハイムの5号室でございますが、退去されておりましたので、室内の修繕が行われまして新しい入居者を迎えるための準備ということで、4月に間に合うようにということで専決でやらせていただいたものでございます。

次のページへ行きまして、10款2項2目で教育振興費、補正額が3万5,000円でございます。説明のほうで、小学校の教育振興費一般のほうで、報償費でございますが、入学・卒業記念で3万5,000円追加ということで、現在卒業証書でございますが、木製の証書をお渡ししておるところですが、発注につきまして単価アップがありまして、若干不足をいたしましたので追加させていただいたものでございます。

10款3項2目教育振興費、補正額6万4,000円でございます。中学校の教育振興費で、同じように木製卒業証書の発注に伴いまして単価アップで不足した分を6万4,000円追加させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

専第2号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）。

平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,967万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年2月1日、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略して、7ページの歳入から説明させていただきます。

7ページ、2. 歳入。

3款1項1目療養給付費等負担金、補正額が36万円の増でございます。こちらは国庫の療養給付費の負担金でございます。

3款2項1目財政調整交付金、補正額10万円の増。国庫の財政調整交付金でございます。

6款1項2目県財政調整交付金、補正額が10万円の増でございます。こちらは県の普通調整交付金でございます。

10款1項1目繰越金、補正額が144万円で、前年度繰越金でございます。

次に歳出でございます。3. 歳出。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額が200万円の補正でございます。説明を見ていただきまして、一般被保険者の高額療養費が不足したためのものでございます。ちなみに中ほどの特定財源のところ国・県支出金の56万円を充当して支出をしております。以上でございます。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

専第3号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第10号）でございます。平成29年度東白川村一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ623万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億1,543万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。平成30年2月20日、東白川村長。

おめくりをいただきまして、2ページの「第1表 歳入歳出予算補正」及び5ページの事項別明細書の総括を省略させていただきまして、7ページのほうへお願いしたいと思います。

7ページで、2. 歳入。

18款1項1目繰越金でございます。補正額が623万4,000円で、前年度繰越金で収支のバランスをとるものでございます。

3. 歳出。

2款1項1目一般管理費、補正額323万4,000円でございます。説明のほうへ行っていただきまして、総務一般管理費、工事請負費、役場別館暖房用膨張タンク更新工事が183万9,000円の追加でございます。役場別館トイレ排水施設修繕工事で139万5,000円の追加でございます。膨張タンクにつきましては、村民センターの屋上の高架タンクに付随するタンクでございますけれども、異常な凍結がございまして破損してしまいましたので、交換修理ということで対応させていただいたものでございます。トイレの排水につきましては、同じく村民センターの1階の浄化槽へ接続しております配管部分が老朽化により破損しまして、排水が地下のほうへ流出するということになりましたので、急遽修繕をさせていただいたものでございます。

7款1項2目地域づくり推進費、補正額300万円で、説明のほうで村内商品の販売促進事業報償費で、ふるさと納税の還元記念品でございます。ふるさと納税によるお礼の品でございますが、たくさん寄附をいただきまして、2、3月分のお礼の品の財源が不足しましたので、急遽300万円の追加補正をさせていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の9ページにあります教育費の卒業証書の部分なんですけれども、これ全協の折に説明があった部分は単価以外の説明も受けていたと思いますけれども、今回は単価の部分の説明しかありませんでしたけれども、若干追加説明が必要な案件ではなかったかと思えますけど、よろしくお願ひします。

○議長（服田順次君）

教育課長。

○教育課長（安江任弘君）

小・中学校の木造の卒業証書の作成につきましては、以前は林業グループさんが国の補助金をいただきながら作成をしていただきました。それで、村の負担としては1,500円を1枚予算的に確保しておきましたが、今回国の予算がつかなくなったということで、林業グループさんのほうとしては何とかして木造の卒業証書をつかって子供たちに渡したいという願ひもありまして、先ほど説明があったように今回単価も若干上がりまして4,100円を村が負担し、その後の全体が1万6,000円ぐらいかかりますので、4分の1を村、4分の3を林業グループさんのほうで費用を負担しながら作成していただくということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これは全協の折にも実は説明があったわけなんですけど、こういう事業におきましては当然相手がお子さんですし、ましてやこういう卒業式が間近に迫ってきますと、時間もないのでとにかく専決でやらせていただきたいと。という上で、実は今回は専決ですので一旦出されてしまったものは仕方がないんですが、例えば費用面がこのように加算しましたということを言われてしまうと、これはどんどんどんどんそれを認めざるを得ないような事業になっています。ですので、これについて、今回は時間がないのでという説明でしたけど、例えばかかる費用に対してのもう少し監督的な責任が行政側にないだろうかという点。それから、これを延々と続けるというお話なのか、全協で

お話があったようにどこかできちんと精査して、いつまでやるのかということも含めた展望があるのかと、その2点をちょっと御質問したいと思います。

○議長（服田順次君）

教育長 安江雅信君。

○教育長（安江雅信君）

まず経過の中で、学校の校長先生方もつい最近まで以前と同じ方法で調達することができるかなというふうに認識をされておりました。いよいよ発注する段階になってその内部事情がわかりましたので、議員言われますように、卒業式の当日、わだかまりのない気持ちのいいヒノキの卒業証書をお渡ししたいなということで、本年度については専決をお願いして対応させていただいたというものでございます。

その中で、私も学校長も協議会の折に申し上げましたけれども、御厚志あるグループさんのほうで立ててみえます積算、あるいはそれを請け負います業者さんの見積もり等も点検はさせていただいて、通常の範疇にある金額ということに認めましたので、全協でお願いしましたような組み立てをしておるとというのが現状です。それから、その折に金額的なこともですけれども、林業グループさんの思いや組み立ての趣旨として、何とかヒノキの卒業証書をヒノキの村であるがゆえに贈呈をしていきたいよ。そのことについては補助金がなくなりましたけれども、何とか御協力をいただける範囲内で、例えばですけれども森林組合さんや製材さんにも協力を呼びかけて、できるところまでの事業の素地はとっていきますよ。そのときの計画が先ほど課長が申し上げましたような額でしたので、残りのそこで手だてをすることのできない金額のみ村が小・中学校費からヒノキの卒業証書作成費としてお支払いしますので、あくまでも団体さんのほうは何か村の林業関係者が力を合わせてできる限りまでのところでぜひつくってお渡しをしようということでございますので、よろしくお願ひしたいと思いますし、それからヒノキの卒業証書をスタートさせました折に、27年度、学校から保護者さんにはヒノキの卒業証書で送ることができるようになりました、数年は続けていく予定ですというような御説明もしておりますので、少なくとも二、三年はいかんといかんやろうということで、激変は緩和していきたいということですし、発注方法云々の中身の確認につきましては、今のところ御審議いただきます平成30年度予算のほうもことしの額に合わせて同じ状態でいけるような措置をとらせていただいて、30年度分についてはそういう手だてをいたしておりますけれども、全協で申し上げましたように30年度の前半で、その後の仕組みや云々は再構築、再確認をいただくという方法をとりましょうということで校長先生に指示をいたしておりますのでお願ひしたいと思いますし、林業グループさんへの今までの発注も、相互関係の中で電話でことしの分は何名ですとかいうようなやりとりもしてきましたけれども、やはり書類に残ってきっちりという部分も必要と感じましたので、学校長には私のほうから作成依頼書を発行して、いつまでに幾らでどれだけのものを納入してくださいというようなやりとりが明確に残るようなといいますか、そのことは学校も必要ですし、受けてくださる林業グループさんのほうも必要となってきますよというような手だてで、少し精度が上がってくるやりとりを校長先生にもお願ひをしておりますので、よろし

くお願いいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑は。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

専第1号の一般会計補正予算（第9号）ですけれども、287万の内訳の中で、道路橋梁費の中の200万の冬の除雪の費用150万と、それからまた融雪剤等の材料費が50万あるわけですけれども、このための費用は村が管理しておる村道のための除雪とか融雪剤をまくためのあれなのか。県が管轄する県道のほうはまた県でやってくれておるのか。一般財源を使われているので、私は村道の管轄だけやと思っておるんだけど、もし県のほうでやる分は県のほうから補助金か何かもらわないと不合理かなとかちょっと思う。その辺の分け方というか、どういうふうなあれになっていますか、お聞きします。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

今回、冬場はかなりしみまして道路上が凍結しました。これはほとんど村道の除雪剤でございます。それと今の融雪剤でございます、県道は県のほうで見てもらいますので、そういうことでよろしく申し上げます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

専第1号の説明の8ページにあります、先ほどありましたつちのご館の施設破損についてのことなんですけど、多分通行車両であろうという推測の中で、相手先、要は本来でしたらひょっとしたら費用負担を求める可能性のある方が不明という説明でしたが、これにつきまして一定の被害届等をきちんと出された上での判断であったでしょうか。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

被害届までは出していません。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これは本来……。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

警察には届け出は出しました。ふるさと企画のほうから出したようでございますけれども、ただこの駐在さんになりますけれども、車を断定するのは非常に難しいという返事をいただいております。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

今の御返答では本当は不十分ではないかと思っ、なぜかといいますと、やっぱり貴重な村民のお金を、本来でしたら費用負担を出していただかなきゃいけない第三者が存在していると。これは例えば道路交通事故でガードレール等が破損した場合でも、やっぱりそのところはきちんと破損させた人が存在している以上はきちんとその人から取るというのが、幾ら公共物であっても大事な論理になっていると思います。

それで、確かに駐在さんのおっしゃることもわかるんですが、それであっても一応被害届というものをきちんと出したことで、それで村民に対する最終的な言いわけが立つのではないかと。村民の大事な税金を使って村民の力で直すという、本来は加害者が直すべきで案件でありますので、ちょっとその辺を今後の対応等も含めて御返事を願います。

○議長（服田順次君）

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

公共施設につきまして、先ほど歳入のほうの建物共済掛金ですが、保険を掛けておりまして、20万円に対して19万9,000円ということで、ほぼ満額で保険のほうで査定されておりますので、保険会社のほうでは第三者行為がないという判断のもとに保険金が出たという判断でよろしいかと思いますが、どうでしょう。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般の常識の中で、確かに特定できない場合は保険でおおりてきます。これは僕らもわかっています。ただし、本来それを請求すべき相手がわかった時点で、その保険額というのは減額されるとい

うのが常識になっています。じゃあ、保険を使ったから村民の利益が阻害されてなかったかという
と、多分それも違っている。保険というのは利用することによって、そのほかの掛金のパーセンテ
ージですが、何らかの不利益が保険権者の、それから保険を掛ける側にも訪れるというのが一般的
な保険の解釈であるので、保険でおりましたからよかったよというのでは僕は不十分だと思います。確
かに手間ではあると思いますけれども、ただ単に被害届を出しておくということが村民に対する一
定の責任の果たし方ではないかと思いますが、この辺の見解だけ最後いただければ。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

今御指摘いただいたように、今後は対応していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

こちらは、一応警察に届けたということは被害届を出したというふうに解釈をしておりますので、
それによって保険が適用されたというふうに思っておりますのでよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから専第12号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第8号）から専第3号 平成29年度
東白川村一般会計補正予算（第10号）までの4件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、専第12号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第8号）
から専第3号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第10号）までの4件は、原案のとおり承認
されました。

◎議案第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第7、議案第1号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

産業振興課長 今井稔君。

○産業振興課長（今井 稔君）

それでは、議案第1号 中濃地域農業共済事務組合理約の変更についてということで、地方自治法第286条第1項の規定により、中濃地域農業共済事務組合理約の一部を別紙のとおり改正することについて、議会の議決を求める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

提案説明、農業災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴い、この規約を定めようとするということで、次のページをごらんいただきたいと思います。

恐れ入りますが、新旧対照表の1ページをごらんいただきながらお願いしたいと思います。

中濃地域農業共済事務組合理約の一部を改正する規約。

中濃地域農業共済事務組合理約の一部を次のように改正する。

第3条中「農業災害補償法」を「農業保険法」に、「共済事業」を「農業共済事業及び農業経営収入保険事業」に改める。

第13条第3項中「農業災害補償法第127条第1項」を「農業保険法第168条第1項」に改める。

第14条中「共済事業」を「農業共済事業」に改めるということで、今回この改正は中濃地域農業共済事務組合が農業共済事業に加え、新たに農業経営収入保険事業を始めることによりましての改正になります。

この事業と収入保険事業の違いは、共済事業は個別の作物に対して収量の補償をしておりましたものですけれども、新たに収入保険は農作物全般が対象になりまして、1%の掛金で過去5年間の平均収入の7割から9割の収入を補償するというものでございます。それによりまして、農業災害法が農業保険法に改正、また共済事業に加え農業経営収入保険事業に関する事務が加わるというものでございます。

この規約につきまして、附則といたしまして、この規約は、平成30年4月1日から施行するというものでございます。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第1号 中濃地域農業共済事務組合規約の変更については、原案のとおり可決されました。

◎議案第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第8、議案第2号 東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第2号 東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年3月2日提出、東白川村長。次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険基金条例の一部を次のとおり改正するというので、今回の改正につきましては、国保改革の一環によるものでございます。

東白川村国民健康保険の基金は、これまでは保険給付や後期高齢者の支援金、介護納付金等の費用に不足が生じた場合に財源とすることを目的に設置されておりましたが、県が財政運営のほうに加入するというので、これの費用を県が支出することになりました。そのかわりに村は県に納付金を納めることとなったため、基金の設置の目的というものが給付金ではなくて国民健康保険の納付金の不足が生じたときに財源とするためということに変更が必要になったために変更するものでございます。

新旧対照表の3ページをごらんいただきたいと思います。

第1条のところでは、基金設置の目的を変更しまして、これまでの保険給付、高齢者支援金、介護納付金等でやった部分を来年度からは国民健康保険事業費の納付金と保険事業に不足が生じた場合の費用に充てるために目的の変更をさせていただくものでございます。

第2条第2項では、その基金の積み立ての上限を現在までは12分の2からでございますが、来年度からは4分の1に変更するものでございます。

本文にお戻りいただきたいと思います。

附則、この条例は平成30年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号 東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第2号 東白川村国民健康保険基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第3号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第9、議案第3号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

それでは、議案第3号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例について。東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年3月2日提出、東白川村長。

次のページをめくっていただきまして、東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例。

東白川村分担金徴収条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、昨年の10月に全協の席で説明しておりますけれども、今回別表ということで、今回は農業基盤整備事業と村単独農業基盤整備事業の2点について改正するものでございます。

それでは、新旧対照表も出しておりますけれども、改める分のほうで説明したいと思います。

最初の表ですけれども、ここにつきましては改正前のものが書いてありまして、まず1として団体営土地改良事業ということで、(1)で圃場整備事業100分の5に対して、次のページをめくっていただきまして、」を「の下から改正後になりまして、ここの団体営土地改良事業で(1)圃場整備事業で100分の10ということでございます。

次に、前のページに戻っていただきまして、(2)農道整備事業でありますけれども、あちこちあれして申しわけございませんが、同じ農道整備事業で分担金の額を100分の10から100分の7.5に改

めるというものでございます。それと、事業の種類の部のところで、整備事業の後に（開設、改良、舗装）という項目を新たに追加するものでございます。

次に、(3)で農道舗装事業というふうにありますけれども、これを改めまして農道舗装事業につきましては上段にあります農道整備事業の中に括弧書きで新たに追加しましたので、4のかんがい排水事業の用水施設整備というものを3としまして、100分の10から100分の7.5に改めるものでございます。

次に、(4)として、これは新たに追加するものでございますけれども、暗渠排水整備事業として100分の10という分担金の額になるものとします。

次に、県単土地改良事業とありまして、(1)圃場整備事業でございますが、100分の20の分担金の額に対して、100分の10と改めるものでございます。

次の(2)の農道整備事業とありまして、100分の30とありますけれども、同じく(2)で30から100分の7.5に改めるものでございます。この整備事業につきましても、事業の種別のところで（開設、改良、舗装）を新たに加えるものでございます。

次に、(3)農道舗装事業というふうにありますけれども、これにつきましては改正後は農道整備事業の中に括弧書きで舗装と入れましたので、これを削除するものでございます。

(4)で、かんがい排水事業で用水施設整備とありますが、改正後は100分の30から100分の7.5に改めるものでございます。

次の4として新たに加えるもので、暗渠排水整備事業ということで、100分の10を追加するものでございます。

その次に、(三)として中山間地域総合整備事業というふうには改正前はありますけれども、これを改めまして、県営土地改良事業というふうには改めます。農業用水施設整備事業と(3)の農業用水取水施設整備事業というものを改めまして、かんがい排水事業を(4)の暗渠排水整備事業を新規に追加しまして、かんがい排水事業につきましては100分の30を新たに加えまして100分の7.5と、暗渠排水整備事業につきましては新たに追加しまして100分の10とするものでございます。中山間事業を改めることによって県営土地改良事業というのに改めまして、それに伴って農道整備事業、かんがい排水事業の分担金の額は削除するというので、新たに暗渠排水整備事業、圃場整備事業を、4の暗渠排水整備事業100分の5、5として新たに圃場整備事業として100分の5とします。改正前の5の圃場整備事業につきましては、先ほどの農業取水施設のほうの項目がなくなりましたので、繰り上げるというようなことでございます。

(四)の農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、変更はございません。

」に、「の次の段につきましては、これは村単独農業基盤整備事業でございまして、これにつきましては最初のところが改正前で、」を「以降が改正後でございます。これにつきましても村単独農道舗装事業100分の15とあります。(2)で村単独農地造成事業100分の20とございますけれども、これらを改めまして、改正後は(1)で農道整備事業（開設、改良、舗装）に改めまして100分の7.5、(2)でかんがい排水事業（用水施設整備）、これも新たに改めまして100分の7.5、(3)で暗渠排水整

備事業も改めまして100分の10、(4)で圃場整備事業を新たに改めまして100分の10というふうでございませう。これに伴いまして、農業施設の保全が図られまして、農業者の負担軽減が図られるということでございます。

附則として、施行期日、この条例は平成30年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

議案書のほうの議案第3号別紙の部分になります。表の3ページ目の中段よりもちょうと下ですけども、(5)というなくなってしまった項目の数字が残っていますが、これの対応はよろしいでしょうか。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

(5)につきましては、今の事業の種類と分担金の額につきましては全て削除ということでお願いします。これはあくまでも表だけですので、表だけというか。

○議長（服田順次君）

参事。

○参事（安江良浩君）

改正文の作成中に、本当でしたら(5)は削除して(4)に繰り上がるというような改正文になって、本当でしたら改正後の表の(5)は削除として加えるか、これは本当にこちら側の事務的なミスということでございますので、おわび申し上げて削除するというので。

○議長（服田順次君）

これは削除ということで、皆さん御了解いただけますでしょうか。よろしいですか。異議なしですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そういうことで御了解をいただいたということで議事を進行させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第3号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第3号 東白川村分担金徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩として、5分間、25分から再開しますのでよろしくお願ひします。

午後2時16分 休憩

午後2時25分 再開

○議長（服田順次君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第10、議案第4号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第4号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年3月2日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を次のように改正するというので、今回の改正につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律において、国民健康保険の被保険者で岐阜県外の病院や施設などの入所などによってその施設に住所を移した方については、もとの住所地の国民健康保険の被保険者となる住所地特例という適用を受ける方がいるわけですが、この方については現在の法律では年齢到達などによってそのまま後期高齢者医療に移行した場合に、この住所地特例が受けられず、現行制度ではその施設の住所地の広域連合の被保険者になってしまうことから見直しが行われました。現に国民健康保険の住所地特例を受けている被保険者が後期高齢者医療広

域連合の被保険者になる場合には、前住所地の市町村が加入する広域連合の被保険者になるような改正になったものでございます。例えば東白川村に住所があって、たまたま名古屋の病院に入院されて、そこに住所を移された方が住所地特例であった方が75歳で年齢到達になって広域連合になった場合は岐阜県の後期高齢者医療の被保険者になるという改正がなされるものでございます。

新旧対照表の15ページをごらんいただきたいと思います。

これに対応しまして村の条例も第3条の第2号から、16ページまでかかりますけれども、第4号までにつきましては住所地特例について準用規定を定めております。

第5号を追加させていただきまして、国民健康保険で住所地特例であった方が後期高齢者医療の被保険者になった場合に、住所地特例の規定を追加させていただくものでございます。

次に、附則の第2条、平成20年度における被扶養者であった被保険者に係る保険料の徴収の特例につきましては、適用期限は過ぎておりますので削除させていただき、延滞金の割合等の特例第3条を第2条に繰り上げさせていただくものでございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

1番 今井美和君。

○1番（今井美和君）

何となく頭の中に理解はしたんですけども、住所地特例という制度は、もともと東白川村に住所があった方が、もし白川町の施設に入られた場合は東白川が払うという国保の制度で、もし東白川村の方が愛知県に行った場合に75歳にいった場合は、愛知県ではなくて岐阜県が払うということで、もともと今までの現行の制度だと愛知県が払っていたという解釈でよろしいですか。

○議長（服田順次君）

村民課長。

○村民課長（今井明德君）

そのとおりでございまして、後期高齢になられたということでございます。これにつきましては、平成30年4月1日から新たに後期高齢者医療になられた方から適用されるというふうになっております。今までの方は今までのままというふうでお願いいたします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第4号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議はありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第4号 東白川村後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第5号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第11、議案第5号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第5号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例について。東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年3月2日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例。

東白川村国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

今回の改正につきましては、国民健康保険法の改正によりまして、国民健康保険において県が処理する事務等につきましては、県が設置する国民健康保険運営協議会が審議し、村が処理する事項につきましては、村が設置する国民健康保険運営協議会で審議することになったために村の条例を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表の19ページをごらんいただきたいと思います。

まず、目次の部分でございますが、第1条の2を新たに追加することに伴いました改正でございます。

（設置）第1条の2は新たに追加させていただくものでございます。法令に基づきまして、協議会の設置の目的などを明確に定義させていただく追加でございます。

第2条につきましては、文言の整合を図るための改正でございます。

本文に戻っていただきまして、附則、この条例は、平成30年4月1日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第5号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第5号 東白川村国民健康保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第6号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第12、議案第6号 東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第6号 東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例について。東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例を別紙のとおり提出する。平成30年3月2日提出、東白川村長。

次のページをごらんいただきたいと思います。

東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例。

この条例につきましては、平成26年度の介護保険法の改正に盛り込まれていたもので、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の認定を都道府県から市町村に権限移譲されるための条例整備でございます。

新たに条例整備するものなので、新旧対照表や説明資料はありませんのでお願いいたします。

条文の朗読は省略させていただきます、条文の内容について説明させていただきますのでお願いいたします。

まず、（趣旨）第1条では、関係法令に基づいた基準を定めることを明確にしております。

第2条では、用語の意義を定義しております。

第3条では、指定居宅介護支援事業者を法人と定めております。現在、本村における指定居宅介護支援事業者は東白川村社会福祉協議会の東白川村在宅介護支援センターを指定しております。この1カ所だけでございます。

第4条の基本方針では、利用者に配慮し、サービスを公正中立に行い、地域包括支援センターなどと連携をして事業運営をすることを定めております。

次のページに移りまして、第5条でございます。第5条では、事業所などに介護支援専門員、俗にいうケアマネジャーでございますが、この人数を常勤で1名以上とし、利用者が35名を超えるごとに1名ずつふやすというような規定を定めております。

第6条では、主任介護支援専門員を管理者として設置することを規定しております。

第7条では、居宅介護支援の提供を始めるときに利用者とその家族などに手続や支援内容を説明し、同意を得る方法などを規定しております。

1ページめくっていただきまして、左側下のほうになりますけれども、第8条では正当な理由なく指定居宅介護支援を拒んではならないこと。

次のページにかかりますが、第9条で地理的に提供が難しい場合には必要な措置を講ずるということで、別の事業者を紹介するとか、そういうしっかりした対応をとるようなことを定めております。

第10条から第12条までは、利用者の受給の資格の確認、介護認定申請の協力、訪問時の身分証の携帯などを定めております。

13条から、次のページに移りますが、14条でございますが、利用料とその証明書についての規定を定めております。

第15条では、事業の提供に当たり懇切丁寧に行うなどの取り扱い方針。

次のページまでわたりますが、第16条では居宅サービス計画作成について、利用者及び家族の支援をする観点から作成や、その手順及び届け出などの規定を定めております。

2ページほど飛んでいただきますが、右側のページになります。（法定代理受領サービスに係る報告）第17条から、次のページの第19条までは利用者への報告や通知についての規定を定めております。

（管理者の業務）第20条から、次のページの24条までは事業所の管理の業務、運営規程、勤務体制、設備及び備品、従業員の健康管理について規定を定めております。

この中で、（運営規程）第21条で定める運営規程の中で、第6号に苦情に対応するために講ずる措置に関する事項というのがありますが、こちらは岐阜県独自の規程でこれまで残っていたものです。この項目につきましては、利用希望者及び村にとって非常に重要な情報の一つであることから、

権限移譲に当たっても今まで県が行ってきたことと同様に条項を継続した形で運営規程を整備することにしました。

次のページに移っていただきまして、(掲示等)第25条では、運営規程の概要を掲示する規定を設けるとともに、こちらも岐阜県が独自で行っておったのが、第2項なんですけれども、ホームページなどでその内容の公開を努力義務とすることを規定しております。こちらも継続して行うことにしました。

第26条でございますが、秘密保持から、次のページの第31条の会計の区分までは、広告、利益收受の禁止、苦情への対応、事故発生時の対応などについて必要な事柄の規定を定めているものでございます。

ページの下段のほうですけれども、記録の整備というところで第32条がありますが、こちらについては、従業者、設備、備品及び会計についての諸記録の整備の規定をしておりますけれども、第2項におきまして厚生省令では記録保存年限を2年間としておりますけれども、介護報酬の過払いの返還請求権は地方自治法によって5年間となっておりますので、本村もこの規定に従いまして岐阜県と同様に5年間の書類の保存期限を規定しております。

次のページの第33条では、準用規定を定めております。

本文のほうを見ていただきまして、附則(施行期日)1. この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、第16条第2項第8号の規定は、平成30年10月1日から施行するというので、この規定につきましては、規定回数以上に訪問介護を行ったときの届け出の猶予期間でございます。

(管理者に係る経過措置)2. 平成33年3月31日までの間は、第6条第2項の規定にかかわらず、介護支援専門員を第6条第1項に規定する管理者とすることができるということで、主任でないケアマネジャーでも管理者にすることができる猶予期間を定めるものでございます。以上でございます。

○議長(服田順次君)

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号 東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号 東白川村指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第13、議案第7号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

議案第7号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年3月2日提出、東白川村長。

次のページの頭に行きまして、東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第2、村営その他住宅の部リホーム住宅3号の項月額家賃の欄中「48,000円」を「38,000円」に改める。

別添2、新旧対照表で22ページに別表が載っておりますけれども、今回の改正につきましては、この住宅は新築されまして約34年ほど経過しておるといふのと、あと立地条件ですけれども、同等の住宅と比べても曲坂の上のほうの岐阜部品の横ということで、結構上にあって立地的にちょっと不安があるということで、それらを総合的に判断しまして、この条例の第15条第1項第2号の規定に基づき家賃を減額するものでございます。

もとに戻りまして、附則としまして、施行期日が第1条 この条例は、平成30年3月21日から施行する。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第7号 東白川村営その他住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第14、議案第8号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第8号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について。東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。平成30年3月2日提出、東白川村長。

1枚おめくりをいただきまして、東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例。

東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

説明につきましては、新旧対照表の25ページのほうでさせていただきますのでよろしく願いいたします。

対照表については、左側が改正分、右側が現行でございます。この条例の改正につきましては、昨年の9月に公務員の給与法の改正に伴う改正ということで一旦やらせていただきましたが、今回さらに30年度の適用分についての改正を行うものでございます。

第2条でございますが、損害補償を受ける権利というところで、消防法の規定でございますが、下線の部分でございますけれども、括弧内で「同法第36条」を「これらの規定を同法第36条第8項」ということで、条文を消防の改正に合わせるものでございます。同じく「及び第36条」を「及び第36条第8項」ということで、条文の整合性をとるものでございます。

では、おめくりをいただきまして、26ページの後段のほうになりますが、第5条で補償基礎額という定めでございますが、ここには1項、2項のところに基礎額の本体の部分が書いてありまして、3項の改正がありますが、その基礎額に対する加算部分の規定をしたものが第3項ということでございまして、27ページの改正後のところから御注目いただきまして、消防団員でございますけれども

も、死亡もしくは負傷の原因である事故が発生した日または診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日もしくは診断により疾病の発生が確定した日において、他に生計のみがなく主として非常勤消防団員等の扶養を受けていた者を扶養親族として、扶養親族のある非常勤消防団員等については、前項による金額というのは基礎額を言っておりますけれども、その第1号または第3号から第6号のいずれかに該当する扶養親族についてということで、1号、3号といたしますのは下に書いてある(1)のところですが、配偶者でありますとか、22歳に達する子ということを指しておりますけれども、その該当する扶養親族については1人につき217円を加算するというものですし、2号に該当する親族については1人につき333円を加算するというものでございますが、改正前についてはさらに例外規定のようなものがございまして、細かく4種類の単価に分かれておりましたけれども、整理がされまして1号から6号について単価217円から333円を加算が適用されるという改正でございます。

本文のほうに戻っていただきまして、附則でございます。1. この条例は、平成30年4月1日から施行する。

経過措置で、2項でございますが、この条例による改正後の東白川村消防団員等公務災害補償条例第5条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた東白川村消防団員等公務災害補償条例同条第1項の規定に関する損害補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病保障年金、同条第4項イに規定する障害保障年金及び同条第6号イに規定する遺族補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例によるということでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第8号 東白川村消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号から議案第15号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第15、議案第9号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から日程第21、議案第15号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を補正関連により一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第9号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第11号）。平成29年度東白川村一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,972万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億5,571万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）第3条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）第4条 既定の地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。平成30年3月2日提出、東白川村長。

1枚おめくりいただきまして、「第1表 歳入歳出補正」の説明を省略させていただきまして、6ページの「第2表 繰越明許費」をお願いいたします。

第2表 繰越明許費。

8款土木費、1項土木管理費で、事業名が地籍調査事業で負担金事業でございます。繰越額の金額のほうは1,084万円でございます。こちらにつきましては、国の補正予算によります補助金の追加交付があったもので、工期が確保できないために繰り越しを行うものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、道路橋梁維持事業160万円の繰り越しでございます。こちらのほうは村単事業でございますが、上親田線の凍上災害に伴う修繕工事で、発生が年度末になりましたので、工期が確保できないということで繰り越しを行わせていただくものでございます。以上、2点でございます。

続きまして、7ページで、第3表 債務負担行為補正でございます。

追加でございます。事項のほうがりソグラフ印刷機に係るリース契約ということで、期間のほう

が平成30年度から34年度までで、限度額のほうが470万9,000円でございます。月額7万8,472円の5年リースで契約をして使用するというものでございます。

続きまして、8ページのほうへ行きまして、第4表で地方債の補正でございます。変更でございます。起債の目的、変更前、変更後がございまして、限度額の変更のみでございますので、起債の方法、利率、償還の方法については説明を省略させていただきます。起債のほうが公共事業等で、限度額3,010万円のところを限度額1,850万円ということで、1,160万円限度額を引き下げるものでございます。続きまして、自然災害防止事業については1,760万円を限度額としておりましたが、工事等の確定に伴いまして960万円で、800万円の引き下げでございます。過疎対策事業2億4,310万円の限度額でございましたが、2億3,680万円に引き下げるものでございます。公共施設等適正管理推進事業1,400万円の限度額を設定しておりましたが、1,100万円に引き下げさせていただくものでございます。詳細につきましては、歳入の20款村債のところの説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、10ページの事項別明細書の1. 総括のほうは省略させていただきます、12ページの歳入からお願いいたします。

2. 歳入。

1款1項1目村民税、個人分でございます。補正額のほうが243万5,000円で、現年度課税分の所得割と滞納額の追加でございます。

2目で法人分184万2,000円で、現年度分の法人税割と滞納繰越分の追加でございます。いずれも決算見込みによります補正追加でございます。

1款2項1目固定資産税、補正額が330万8,000円でございます。こちらも現年課税分で償却資産と滞納繰越分で、いずれも決算見込みでございます。

1款3項1目軽自動車税、補正額が11万1,000円でございます。軽自動車税でございますが、こちらも11万1,000円実績を見込みまして追加をさせていただくものでございます。

1款4項1目村たばこ税、119万円の減額でございます。こちらは実績見込みでございますが、減額の見込みになりましたので減額をさせていただくものでございます。

11款2項2目総務費負担金、補正額が36万8,000円の減額でございます。村民センターの修繕費負担金、事業費の確定によります減額でございます。

3目民生費負担金3万1,000円の減額、こちらもホームヘルパーの派遣負担金ですが、決算見込みでございます。

6目農林水産業費負担金258万6,000円の減額ですが、県営中山間事業の地元負担金ですが、こちらも事業費の確定によります減額でございます。

12款1項3目で、民生費使用料、補正額が32万9,000円で、せせらぎ荘で独居老人等でございますが、利用料決算見込みによる減額でございます。

8目土木費使用料88万9,000円の減額、こちらも公営住宅に係る使用料と共益費の決算見込みによります減額でございます。

次のページで、13款1項3目民生費国庫負担金、補正額101万7,000円の減額でございます。障害者の自立給付費の関係ですけれども、国の負担金決算見込みによりますそれぞれの減額でございます。

4目で衛生費国庫負担金7,000円の追加、未熟児養育医療費で7,000円の追加が決算見込みで出てまいりましたので追加させていただきます。

13款2項2目で総務費国庫補助金、補正額のほうで74万6,000円の減額でございます。社会保障・税番号制度の補助金と、それから地方創生の補助金です。それぞれ事業費の確定によります減額でございます。

3目で民生費国庫補助金6万1,000円の追加、こちらのほうは地域生活支援事業費補助金ですが、障害者の関係になります、追加交付ということで増額させていただくものでございます。

土木費国庫補助金2,763万9,000円の減額でございます。土木費のほうでは、木造住宅の耐震補強の補助金でございますが、23万円の事業費の確定によります減額でございます。道路橋梁費の補助金のほうも社会資本、それから防災安全の交付金でございますが、事業費の確定によります減額でございます。

14款1項3目民生費県負担金、補正額が29万円の減額でございますが、後期高齢の負担金でございますが、事業費の確定でございます。

4目で衛生費県負担金21万円の減額、健康増進事業、それから未熟児の養育医療の負担金、これも事業費の確定によるものでございます。

8目で土木費県負担金693万2,000円の追加でございます。地籍調査費のほうで13万8,000円の減額と、それから社会資本の円滑化のほうの地籍のほうで77万5,000円、事業費の確定でございますし、一番下の地籍調査の負担金の国補正分、これは国の2次補正で追加交付がされたもので784万5,000円。先ほど出ました繰り越し事業に充てられたものでございます。

14款2項3目で民生費県補助金で、補正額が12万6,000円の減額でございますが、3節で保健福祉費の補助金で地域生活支援事業のほうの県の分9万9,000円減額でございます。老人福祉費のほうで高齢者在宅福祉生活支援の補助金も13万円の事業費の確定でございます。児童福祉費のほうで既設児童クラブの補助金でございますが、これも事業費の確定ですが、10万3,000円の追加でございます。

6目で農林水産業費県補助金130万円の減額でございます。それぞれ農業に係ります経営所得安定から新規就農サポートまでは事業費の確定によります減額ですし、一番下のところ、環境保全型農業直接支払については1,000円ですが、追加補正でございます。いずれも事業費確定でございます。

8目で土木費県補助金で1,663万3,000円の減額でございます。土木費のほうでは、住宅の耐震の補強工事補助金30万円の減額。それから、河川費のほうで県単急傾斜地崩壊対策のほうで1,633万3,000円の減額、いずれも事業費の確定に伴うものでございます。

14款3項2目で総務費県委託金でございますが、11万4,000円の減額でございますが、学校基本

調査、統計調査でございますが、次のページまで7事業の統計の事業がございますが、それぞれ決算、事業確定によります減額でございます。

15款1項1目で財産貸付収入、補正額のほうが191万9,000円でございますが、土地の貸付料は(株)東白川からの負担金ですけれども、追加でいただけることになりまして236万9,000円を追加しておりますし、建物のほうでは45万円の減額でございますが、財産処分による島崎電機、それからほのぼのさんへの建物貸付料が処分によりまして減額したものでございます。

2目で利子及び配当金35万5,000円の追加でございます。それぞれ基金を積んでおりますが、利子のほうがこの時期に確定をしましてまいりますので、それぞれ補正をさせて積み立てをしていくというような処理でございます。真ん中あたりには株式を一部保有しておりますので、2万4,000円ほど株式の配当のほうも入ってございます。

15款2項2目で不動産売払収入で、補正額が2,822万6,000円でございます。土地の売り払いと建物の売り払いですが、あわせまして越原の地域集会所の処分の関係と、それからほのぼの、それからマツオカの店舗、建物の処分の売り払い収入でございます。

16款1項2目で指定寄附金、補正額が1,121万1,000円でございます。まず、2節の総務費のほうではふるさと思いやり基金の指定寄附をいただいた分で、11月から1月分のを補正させていただきました。あと、残りの補正についてはどうしてもこの時期は間に合いませんので、3月末に専決補正をさせていただきたいなと思っておりますのでお願いいたします。3節で民生費の指定寄附金のほうでは、社会福祉施設のほうへ黒渕の桂川修治様から5万円をいただいております。7節の商工費のほうではイメージアップの指定ということで、日向の今井稔様から10万円、それから丸ス産業様から30万円をいただいております。10節で教育費では、中学校の指定寄附ということで匿名希望様から10万円と、保育園の指定寄附ということで白川町の田口様から20万円をいただいております。

続きまして、17款繰入金でございます。17款1項1目財政調整基金繰入金で、補正額が1億円の減額でございます。こちらのほうは補正財源の見込みが減額となりまして、繰入金のほうも1億円調整ができることになりましたので、減額をさせていただくものでございます。1億5,000万円ですが、実際の繰り入れは5,000万円です。決算のほうに出ることになりますのでお願いいたします。

14目で豊かな森づくり基金繰入金40万円の減額でございますが、当初は80万円を繰り入れる予定で見えておりましたが、積立額等を再調整しまして40万円を調整させていただいたものでございます。

15目でふるさと思いやり基金繰入金で119万5,000円の減額でございますが、これは危険木事業の事業費が確定をいたしましたので、その分について減額するものでございます。

16目で消防活動基金繰入金で10万円の減額でございますが、全額繰り入れより前回の補正で補正をさせていただいたんですが、ちょっと錯誤がございまして、基金の積立額に多くふえるような補正をしまして大変申しわけないんですが、これは錯誤調整ということで10万円を減額させていただきまして50万8,000円の繰り入れをしたいということでございます。

18款1項1目で繰越金6,633万1,000円ということで、前年度繰越収支のバランスをとるものでござ

ございます。

続きまして、19款2項1目で村預金利子、補正額が1,000円でございます。歳計現金預金利子ということで、基金等に積んでいない通常運営する貯金の利子については諸収入のほうで計上をすることになってございます。

19款4項4目雑入で149万9,000円の追加でございます。フォレストスタイルとかせせらぎ荘の減額がございますけれども、事業費の確定でございます。それから、印紙の売りさばき手数料も入ってきまして決算見込みでございますし、振興協会の交付金もハロウィンジャンボについては交付決定をいただきましたので計上しております。247万7,000円でございます。それから、地域おこし協力隊のほうの派遣先負担金の58万5,000円、これは渡航から1人400万円を見ておりますけれども、それからはみ出る分については派遣先のほうからいただくということで、決算見込みでございます。それから、美しい村連合の懇親会費、あとは細かいものでございますが、建物貸付料がちょっと過年度未納になっていた分を今年度いただいたものでございますし、協力隊の模擬販売収入については決算見込みで10万円の減でございます。あと、資料代を若干いただいております。

続きまして、20款で村債でございますが、20款1項3目で民生費のほうでは100万円の減額でございますが、せせらぎ荘リフト車の更新の起債部分でございますけれども、事業費の確定によります減額でございます。

4目で衛生債でございますが、200万円の減額ということで、医療・福祉ゾーンの整備事業の事業費の確定によります減額でございます。

8目で土木債のほうでは2,250万円の減額で、4節で公共事業等のほうで社会資本、防災安全のほうで事業費確定でございます。6節で一般単独事業債では、自然災害防止事業、急傾斜地の関係ですけれども、800万円の減額でございます。8節で公共施設等適正管理推進事業債、これは路面修繕工事でございますけれども、290万円の減額でございます。

10目で教育債でございますけれども、330万円の減額ということで過疎対策事業になりますが、はなのき会館、それから中学校の屋外運動場の関係で、事業費の確定によります減額でございます。歳入については以上でございます。

続きまして、歳出のほうへ参りまして、2款1項1目で一般管理費、補正額のほうが1,026万4,000円でございます。説明のほうへ行っていただきまして、総務一般管理費でございますが1,106万6,000円の追加でございますが、役務費のところでは郵便料、これはふるさと納税の礼状の発送代の不足でございます。8万2,000円の追加でございます。備品購入のほうでは文書保存庫、これは個人情報の管理につきましてコンサルに監査を受けましたところ、いろいろと指摘を受けた中で、鍵のかかる書庫に保管する必要があるということで、その辺の手当てをさせていただくものでございます。あと、宿直室のエアコンが老朽化によりまして故障しましたので、追加で購入させていただくものでございます。積立金については、先ほど歳入で出ました思いやり基金のいただいた分をそのまま積み立てるというものでございます。職員厚生費、ストレスチェック5万1,000円の減額は事業費の確定、それから各種補助金のほうでは白川・東白川公共交通会議ですが、75万1,000円

の減額でございまして、ちょっと大きいですが、当初白川町さんからいただいた通知のほうで28年度並みに予算をお願いしますということでしたが、実際にはそこまで使われなかったということでございます。

3目で財政管理費のほうは2,534万5,000円の追加でございます。積立金のほうで財政調整基金の積み立てでございますが、ちょっと大きくなっておりませんが、マツオカの売買収入につきましては基金のほうへ積み立てるという運用にさせていただきましたので、その分が入っております。あと、利子分でございます。減債基金については利子分の積み立てでございます。

5目で財産管理費で22万5,000円の追加でございます。物件管理費のほうは財源補正でございますが、先ほどの財産処分の分を残りのほのぼのさん等の部分についてはここに充当させていただきまします。それから、行政情報化のほうですが、パソコン3台ですが、新規で4月から採用されます職員の、臨時さんも含めまして若干パソコンのほうを整備させていただくものでございます。総合行政情報システムのほうでは、委託料で35万9,000円の減額でございますが、システム改修の経費の確定によるものでございます。

2款1項6目で企画費、補正額が31万5,000円の減額でございます。説明のほうで、再生可能エネルギーのほうでは太陽光の売電収入に係る積立金の追加でございます。官民協働については財源補正で、雑入を充当させていただくものでございます。日本で最も美しい村については、草刈りの作業委託料10万円の減、これも事業費の確定でございますが、ことし再審査を受けまして、草刈り等も委託してということで当初計画しておりましたが、実際には職員で作業のほうを行いまして、使わなかったということで減額をさせていただくものでございます。結婚推進事業のほう、21万6,000円の減額でございますが、報償費、イベント・セミナー等、それから旅費の講師の報酬、需用費のところセミナーの交流、それからイベント会場借り上げ料、それぞれ減額でございますが、当初講習等を予定しておりましたが、実際には経費のかからないゼロ事業の計画を委員さんのほうにさせていただきましたので、実際には活動は積極的に行いましたけれども、経費のかからない事業に変わったということで、その分を減額させていただくものでございます。

7目で交通安全対策費は10万5,000円の追加でございますが、その他修繕料ということで、街路灯の修繕でございますが、地元要望が西洞と大明神がございまして、それに対応するものでございます。

10目で地域情報化事業費168万7,000円の減額でございますが、CATVの管理費でございますけれども、負担金のところで日本ケーブルテレビの連盟の負担金の確定によります減額でございます。下へ行きまして、番組制作のところですが、消耗品のところで消耗品、それから機材でございますけれども、備品のところで取材用備品ということでございます。30万7,000円でございますが、議場の収録用の機器でございますけれども、そちらのほうの整備をさせていただきたいというものでございます。危機管理運営事業のほうでは、需用費、消耗品のところで維持修繕料、これは引き込み線の等不足分の不足による追加でございます。工事のほうでは、FM告知放送ですが、今年度2カ所屋外拡声器のほうを計画しておりますけれども、1カ所工事をやりましたところで若干工事費

のほうが不足しましたので、その分を追加させていただきたいものでございます。それから、F T T H事業でございますが、基本設計の委託料でございますけれども、入札差金によります減額分でございますが、259万2,000円の減額をさせていただくものでございます。

12目で地方創生事業費で472万1,000円の減額でございますが、説明のほうで、東白川ファンを核とした事業でございますが、全体では123万円の減額でございますが、賃金については若干不足をしまして6万円の追加をしております。あと、旅費、委託料、それから使用料等は事業の確定によります減額でございます。続きまして、中段、総合戦略のほうの委託料でございますけれども、戦略計画の委託料でございますが、これも入札差金の減額でございます。フォレストスタイル事業につきましても、記念品のほうで若干余ってきたということで、369万1,000円の減額でございます。つちのこメンバーズカードについては、需要のほうがふえてきておるということで、カード事業のポイント還元ですが、つちのこ商品券の70万円を追加で補正をさせていただきたいものでございます。

2款2項2目で賦課徴収費で、補正額が89万6,000円でございます。村税の還付金で通常分でございますが、不足をしまりましたので追加をお願いしたいものでございます。

2款4項1目選挙管理委員会費でございますが、補正額が7万1,000円でございます。修繕料でございますが、大口のポスターの掲示場が若干破損をしましたので、7万1,000円で修繕をさせていただきたいものでございます。

2款5項1目統計調査費ですが、補正額が11万8,000円の減額でございます。各種統計でございます。事業費の確定によります減額ということで、学校基本調査から、次のページへ行っていただきまして、商業統計調査費まで事務費でございますけれども、それぞれ確定によります減額でございます。

3款1項1目で住民福祉費ですが、補正額が38万5,000円の減額でございます。住民福祉費一般のところでは、財源補正2万4,000円、これは印紙の売りさばき手数料を充当しております。後期高齢者のほうでは繰出金ですが、特別会計の繰出金38万5,000円、確定によります減額でございます。

3目で保健福祉費284万6,000円の追加でございます。介護保険の特別会計の繰出金でございますが、決算見込みによります給付費、事務費、それから事業費それぞれの繰り入れでございます。保健福祉費一般のほうでは、社会福祉の施設整備の基金の積立金でございますが、寄附金の受領に伴う積み立てでございます。障害者地域支援事業補助金でございますが、自動車運転免許の取得の助成ですが、新規対象者がありましたので追加をさせていただくものでございます。障害者自立支援の扶助費で介護給付費でございますが、新規でひまわりの丘のところ対象が出ましたので108万円ほど追加させていただくものでございます。

4目で老人福祉費119万円の減額でございます。説明のほうで、老人福祉費がせせらぎ荘のリフト車の40万円の減額、事業費の確定によるもの。ホームヘルパーの派遣についても4万円事業費の確定。デイサービスも同じく運営委託料で95万円、事業費の確定でございます。生活援助費のところは3,000円の充当減でございます。地域包括支援事業のほうでは、予防給付のケアプラン作成で

すが、対象者がふえましたので20万円の追加でございます。あと、老人クラブのところは2事業ございますが、県の補助金の増減がございましたので充当をしておりますし、認知症のところでは財産収入で、ちょっと出ておりませんが、使用料と財産収入で行って来いをしましてゼロになっておりますが、財源の補正をしております。

続きまして、3款2項1目で児童福祉総務費でございますが、補正額が125万6,000円の減額でございます。子育て支援事業のところそれぞれ報償費、委託料、補助金と、それから償還金、事業費の確定によります追加、減額でございます。子育て支援室のほうも職員の超勤手当のほう若干不足しまして5万円の追加、臨時保育士賃金、確定見込みによります減額でございます。

2目で認可保育所費238万円の減額でございます。みつば保育園のほうでは、こちら超勤手当が若干不足で10万円の追加でございます。それから、賃金も200万円も減額しておりますが、当初の方で人事異動というか、人がかわりましたのでその分の減額でございます。あと、消耗品のところでは教材消耗品、これは寄附金をいただきましたので2万円ですが、本の整備をさせていただくもの。それから、給食の委託料も決算見込みになります50万円の減額でございます。

4款でございますが、衛生費、1項1目で保健衛生総務費のほうで150万7,000円の減額でございますが、積立金のほうでは社会福祉医療施設の整備基金ですが、25万円の追加、これは利子の分でございます。あと、繰出金のほうで診療所のほうですが、事業費の確定に伴いまして175万7,000円の減額をしております。

2目予防費4万7,000円の追加でございますが、前年度の未熟児養育医療費の事業のほう未執行ということで、4万7,000円の補助金の返還ということになっております。健康増進のところは財源補正で、県の補助金が増額されましたので、その分を調整しております。

5目では環境対策費のほうで24万円の減額ですが、太陽光のシステムの補助金の大体の見込みが出ましたので24万円の減額でございます。

6目で廃棄物対策費のほうでも負担金でございますが、次のページへ行っていただきますと、生ごみ処理機の補助金でございますが、こちらのほうも事業費の見込みが出ましたので減額をさせていただくものでございます。

6款1項3目で農業振興費でございます。補正額が147万8,000円の減額でございますが、まず園芸振興対策費ですなほ塾長支援補助金60万円の減額、これも事業費の確定でございます。あと、野猪の防護柵も14万円、事業費の確定、それから茶業振興のほうでも茶樹改植の補助金と茶商会の補助金の減額でございます。経営所得安定のほうは県の補助金の財源補正でございます。多面的機能支払交付金ですが、こちらのほうも確定によります減額でございます。それから、環境保全型農業直接支払のほうは補助金のほう若干追加交付ということになりまして、1万2,000円追加でございます。

6款1項7目で農地費で930万1,000円の減額でございます。農地総務費で、それぞれ事業費の確定でございます。委託料、工事費、負担金、補助金でございますが、それぞれ事業費の確定によります減額でございます。中川公園のほうも街路灯の塗装工事が終わりました、事業費の確定により

ます減額でございます。

6款2項1目で林業総務費でございますが、補正額1,000円ということで、利子分の豊かな森づくり基金への積み立てでございます。

2目で林業振興費のほうでは481万9,000円の減額でございますが、F S Cのほうを財源補正で先ほど歳入のほうで説明をさせていただきました。豊かな森の繰入金を減額するもの。それから、危険木除去については、事業費の確定によります減額ということで、こちらのほうは思いやり基金を充てておまして、基金のほうも減らすという流れでございます。続きまして、村有林で公有財産購入費、山林購入ですが、ことは購入はありませんでしたので、全額減額をさせていただきます。分収造林のほうも森林整備委託料のほうで40万8,000円減額でございます。企業参加型のほうも造林作業手数料ということで21万6,000円、事業費の確定によります減額でございます。

7款1項2目で地域づくり推進費、補正額が61万3,000円でございます。イメージアップのところは寄附金をいただいた財源補正でございます。それから、こもれびの里のほうは財産収入の財源補正でございます。地域おこしのところもそれぞれ事業費の確定によります減額ということで、旅費、需用費、役務費、使用料、負担金、それぞれ事業費の確定を見込みまして整備をさせていただいたものでございます。

8款1項2目で地籍調査費944万8,000円の追加でございますが、負担金事業のところでは直接経費については事業費の確定の分。それから国の補正分、先ほど歳入で出ましたものでございますけれども、2次補正で追加が来ましたので歳出のほうも組ませていただきまして、繰り越し事業とさせていただきますものでございます。交付金事業のほうは97万8,000円の減額でございます。補助対象外で26万1,000円の減、事業費の確定でございます。機器のリース料でございます。

8款2項1目で道路橋梁維持費4,637万9,000円の減額でございます。道路橋梁維持事業のほう、まず委託料のところもそれぞれ事業費の確定でございますし、工事費のほうで柏本本線のほうは10万円若干不足しましたので追加をさせていただきます、神矢橋の本線では確定で減でございます。負担金のほうもそれぞれ確定による減、補償費のほうも確定による減でございます。社会資本も杉林線ですが、確定による減。当初に要望額目いっぱい予算額を立てておまして、若干大きな金額となっております。防災安全交付金事業の1,816万8,000円の減ですが、これも同じように当初に要望額目いっぱい予算を立てておりました関係で大きな減となっております。公共施設の道路修繕ですが、これも事業費の確定でございます。

8款3項1目で住宅管理費のほうで84万円の減額でございますが、耐震補強工事補助金ですが、申し込みのほうがなく、減額をさせていただいております。

8款4項1目で河川砂防費のほうが2,621万8,000円の減額でございますが、報償費も2万円、謝礼ですけれども、減額をしております。工事費のほうを急傾斜のほうで減額をしております。河川砂防費のほうを事業費の確定によります2,600万円減額でございます。それに伴いまして、国、県補助金や地方債のほうも整理をさせていただきます。

9款1項1目で非常備消防費54万8,000円の減額でございますが、消防総務費のほうは旅費のと

ころで減額をしておりますけれども、東京のほうへ団員研修に行かれる予定でございましたが、団長さんだけに変更になったということで減額をしております。飛騨川の水安全のほうは組織のほう解散されて減額ということですし、消防の基金については利子分1,000円の積み立てでございます。

2目で消防施設費ですが、27万円の減額ですが、消火栓工事の事業費の確定でございます。

3目で災害対策費のほうは102万6,000円の減額ですが、備品購入費、全国の瞬時警報システム、Jアラートですが、今年度整備する予定でしたが、30年度に大幅な機器更新が予定されましたので今年度は見送りをして、来年度に一遍に整備をするということで、これは見送りになりました。

10款1項2目で事務局費で10万円の補正ですが、超勤手当でございます。

10款3項1目で、補正額49万9,000円の減額でございますが、中学校一般財源のほうでは基金利子の積み立て、中学校施設整備のほうは屋外運動場工事の事業費の確定、それから教育振興費のほうでは教材備品の整備ということですが、10万円の寄附金をいただきまして、その有効活用ということで美術室のテレビを整備させていただくものでございます。

10款4項1目で社会教育総務費ですが、10万円の減額ということで、研修負担金のほうで事業費の確定によります減。

2目で公民館費が300万1,000円の減ですが、燃料費が若干余ったもの、それから大規模改修の工事の事業費の確定によります減額でございます。

10款5項2目で体育施設管理費のほうで10万円の減額でございますが、地域運動場の電気料ですが、若干余ったということで10万円を減額調整させていただくものでございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第10号 平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）。平成29年度東白川村国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ897万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,070万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年3月2日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略させていただきまして、7ページから説明させていただきますのでお願いいたします。

7ページでございます。2. 歳入。

3款1項1目療養給付費等負担金、国庫支出金でございます。1節のほうで療養給付費の負担金が92万円の増額でございます。2節で共同事業負担金のほうは高額医療費共同事業負担金で、額の確定による減額でございます。42万7,000円の減でございます。

3款2項1目財政調整交付金、補正額が34万3,000円の増でございます。説明のほうを見ていただきまして、普通調整交付金のほうが高額療養費の増によるということで26万円の増、特別調整交付金のほうは直診施設の繰り出し分について8万3,000円増になりましたので、総額で34万3,000円の増となっています。

6款1項2目県財政調整交付金、補正額が26万円の増でございます。こちら県のほうの支出金で、普通調整交付金の増でございます。

6款2項1目療養給付費等負担金、補正額が37万7,000円の減でございます。こちらは節のほうで共同事業の負担金で、高額医療費の共同事業負担金の額の確定による減でございます。

7款1項1目高額療養費共同事業交付金、補正額が83万6,000円の減でございます。こちらは説明にありますが、高額医療費の共同事業交付金の額の確定によります減額でございます。

2目保険財政共同安定化事業交付金、補正額が1,609万7,000円の減額でございます。こちらにつきましては、保険財政共同安定化事業交付金の額の確定による減額でございます。この事業につきましては、1円から80万円までのレセプトが対象になる交付金でございます。見込みよりも少なくなったということが原因だと思います。

8款1項1目利子及び配当金で、補正額が3,000円の増でございます。基金利子が2,000円、国保の高額医療費貸付基金の利子が1,000円でございます。

10款1項1目繰越金、補正額724万1,000円で、前年度繰越金を入れまして収支のバランスをとっております。

次のページをごらんいただきまして、3. 歳出。

2款2項1目一般被保険者高額療養費、補正額が500万円の増でございます。こちらは先般も専決補正をいただいたわけですが、高額療養費が不足が見込まれますので増額させていただきます。特定財源のところ国・県の支出金、それから共同事業交付金のほうを83万6,000円減額させていただきます。財源のバランスをとっております。

7款1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金、補正額が171万3,000円の減でございます。説明を見ていただきまして、高額医療費共同事業医療費の拠出金のほうの額の確定の減額でございます。特定財源のほうも国・県の支出金のほうが80万4,000円の減になっております。

4目保険財政共同安定化事業拠出金、補正額が1,234万3,000円の減額でございます。説明のほうに移って、こちらのほうも保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定によります減額ということで、歳入も減りましたので歳出も減るといような形になっております。

9款1項1目基金積立金、補正額が3,000円の増でございます。基金利子3,000円を積み立てるものでございます。

10款2項1目直診施設繰出金、補正額が8万3,000円の増でございます。説明を見ていただきまして、直診施設会計への繰出金の交付金の額の確定によります増額補正でございます。

国保は以上でございます。

続いて、議案第11号 平成29年度東白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）。平成29年度東

白川村介護保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ844万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億3,378万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年3月2日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略しまして、7ページの歳入から説明させていただきますのでお願いします。

7ページをごらんください。2. 歳入。

1款1項1目第1号被保険者保険料、補正額が144万3,000円の増でございます。現年度分の特別徴収の保険料ということで、決算見込みによる補正でございます。

3款1項1目介護給付費負担金、補正額が156万円。国庫分の介護給付費の負担金の増でございます。

3款2項1目調整交付金、補正額が66万3,000円の増。こちらのほうは国庫のほうの介護給付費分の調整交付金の増でございます。

4款1項1目介護給付費交付金、補正額が218万4,000円の増でございます。これは支払基金の分の介護給付費の増でございます。

5款1項1目介護給付費負担金、補正額が97万5,000円。こちらのほうは県費分の介護給付費の負担金の増でございます。

6款1項1目介護給付費繰入金、補正額が97万5,000円の増でございます。介護給付費の繰入金の増でございます。

4目事務費繰入金、補正額24万1,000円。事務費の繰入金でございます。

7目事業費繰入金、40万円。こちら事業費の繰入金でございます。

10款1項1目利子及び配当金、補正額が2,000円で、介護給付費の準備基金の利子でございます。次のページをごらんいただきまして、3. 歳出。

1款3項2目認定調査等費、補正額が24万円でございます。こちらにつきましては、認定調査費の臨時雇用賃金の不足が見込まれるための補正でございます。

2款1項1目居宅介護サービス給付費でございます。補正額が780万円の増でございます。居宅介護サービス費の不足が見込まれるための増額補正でございます。特定財源、国・県の支出金と、その他としまして支払基金からの交付金を特定財源として充当しております。

4款1項1目介護給付費準備基金積立金、補正額3,000円。介護給付費の準備基金のほうに積み立てるもので、利子の2,000円と一般財源1,000円をつけております。

5款1項1目介護予防・生活支援サービス事業費、補正額が40万円の増でございます。こちらは通所介護サービス費のほうに不足が見込まれますので、その分の事業費の増額でございます。その他としまして繰入金を充当しております。

介護保険は以上でございます。

○議長（服田順次君）

建設環境課長 今井義尚君。

○建設環境課長（今井義尚君）

議案第12号 平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。平成29年度東白川村簡易水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,263万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,635万4,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年3月2日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正及び説明資料の歳入歳出補正予算事項別の明細書の朗読を省略させていただきます。7ページの歳入から説明いたします。

2. 歳入。

3款1項1目繰越金、補正額423万9,000円の減額補正でございます。前年度繰越金でございます。収支のバランスをとるものでございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円。水道基金の利子でございます。

5款1項1目分担金、加入者分担金で、φ13ミリの分担金で41万1,000円の増額でございます。

7款1項1目簡易水道施設整備補助金、補正額1,000円の減額。簡易水道施設整備補助金でございます。

9款1項1目雑入、補正額880万3,000円の減額でございます。これは水道管移転補償費でございます。主に山本線の水道管移転補償費の減額でございます。

次の9ページ、歳出へ参ります。

3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額41万1,000円。一般管理費として積立金として41万1,000円を積み立てるもので、これにつきましては先ほどの歳入でございました加入金1人分の加入金を積み立てるものでございます。この加入金につきましては、神付の熊崎さんが新築されまして加入されたものでございます。

次に、2款1項1目東白川簡易水道建設事業費、補正額1,304万2,000円の減額でございます。これにつきましては、簡易水道建設事業の単独事業で、大明神の農道の水道管移転補償費工事、布設がえ工事が完了しまして、当初は本設工事も含めて予算化しておりましたけれども、県の予算の配分に伴いまして仮設工事だけにとどまったということで、今回仮設工事は完了しまして、残りを減額するものでございます。

以上が簡易水道特別会計でございます。

次に、議案第13号 平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）。平成29年度東白川村下水道特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加

し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,580万8,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年3月2日提出、東白川村長。

次の第1表 歳入歳出予算補正及び説明資料の歳入歳出補正予算の事項別は説明を省略しまして、7ページのほうから説明いたします。

2. 歳入。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円。これは集合型合併浄化槽基金利子でございます。

次に、3. 歳出。

1款1項1目一般管理費、補正額1,000円。これにつきましては、一般管理費で事業費として消耗品に充てるものでございます。

以上が下水道特別会計でございました。

○議長（服田順次君）

国保診療所事務局長 伊藤保夫君。

○国保診療所事務局長（伊藤保夫君）

議案第14号 平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）。平成29年度東白川村国保診療所特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ751万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億6,900万5,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。平成30年3月2日提出、東白川村長。

第1表の歳入歳出予算補正の朗読を省略しまして、4ページ、第2表 繰越明許費でございます。

6款施設整備費、1項施設整備費、事業名、医療福祉ゾーン整備事業。繰り越す金額は1,653万7,000円でございます。これにつきましては、診療所老健等の実施設計費と造成工事に係る分でございます。設備費等の金額の決定が出来ますのと、構造計算等に時間がかかるものが主な理由でございます。

続きまして、6、7ページの事項別明細書の総括の朗読を省略いたしまして、8ページ、歳入から説明します。

3款2項1目医業費補助金、補正額4万円の減額でございます。僻地医師研修支援補助金、これについては補助金の額の確定による減額でございます。

4款1項1目利子及び配当金、補正額1,000円の増額。これについては、医療設備整備基金の基金利子の積み立てでございます。

5款1項1目一般会計繰入金、補正額175万7,000円の減額でございます。これにつきましては、一般会計の施設整備繰入金の減額に伴うものでございます。

5款3項1目国保事業勘定繰入金、補正額8万3,000円の増額。これにつきましては、国民健康保険の調整交付金の額の確定によります追加の分でございます。

6款1項1目繰越金、補正額619万9,000円の減額。前年度繰越金。これは収支のバランスをとるものでございます。

8款1項1目指定寄附金、補正額40万円。これは診療所施設整備の寄附金をいただいたもので、日向の安江章吉様の10万円、大明神の安江廣文様の30万円でございます。

めくっていただきまして、歳出でございます。

1款1項1目一般管理費、補正額1万6,000円の増額でございます。総務一般管理事業で、職員手当の退職手当組合の1,000円、共済費の共済組合負担金の1万5,000円ということでございます。

2款1項1目一般管理費、補正額217万1,000円の減額でございます。これについては、医業一般管理事業で職員手当、超勤手当の増額40万、退職手当組合の負担金が決算見込みで67万1,000円の減額、共済組合負担金につきましてもそれぞれに対して190万円の減額。

2目医療管理費でございます。補正額400万円の減額。これにつきましては、医療事業で診療材料費の検査用試薬が当初見込みに対して決算見込みが大分少ないということで、400万円の減額でございます。

続きまして、3款1項1目基金積立金、補正額40万円の増額。これにつきましては、医療設備等整備基金にいただいた2件の40万円を積み立てるものでございます。

6款1項1目施設整備費、補正額175万7,000円の減額でございます。これにつきましては、医療福祉ゾーン整備事業で、手数料といたしまして名商大跡地の廃棄プールの水質検査料ということで6万9,000円の増額、一応水質の検査をして中の水質を調査するものでございます。委託料としまして、医療福祉ゾーンの用地造成工事の設計委託料の決定による64万8,000円の減額、診療所及び老健施設の新築工事の実設計委託料の、これも確定によります117万8,000円の減額でございます。以上です。

○議長（服田順次君）

村民課長 今井明德君。

○村民課長（今井明德君）

議案第15号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ221万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,962万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成30年3月2日提出、東白川村長。

2ページからの歳入歳出予算補正と、5ページ、6ページの事項別明細書の朗読を省略して7ページからお願いいたします。

7ページです。2. 歳入。

1 款 1 項 1 目特別徴収保険料、補正額が106万7,000円で、特別徴収保険料の現年度分でございます。

2 目普通徴収保険料、補正額が60万8,000円で、現年分で55万8,000円、過年分で5万円で、いずれも決算見込みによる補正でございます。

3 款 1 項 1 目保健事業費委託金、補正額が87万2,000円の増額でございます。保健事業費の委託金の増額でございます。

4 款 1 項 1 目一般会計繰入金、補正額が38万5,000円の減額でございます。保険基盤安定分の補助金の額の確定による減額でございます。

6 款 1 項 1 目繰越金、補正額が4万8,000円の増ということ、繰越金を入れて収支のバランスをとっているものでございます。

次のページをお願いします。9ページです。

3. 歳出。

2 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金、補正額が129万1,000円の増額でございます。説明を見ていただきまして、後期高齢者連合への保険料等の負担金の増額でございます。

3 款 1 項 1 目健康診査費、補正額が91万9,000円の増額でございます。こちらのほうは説明を見ていただきまして、後期高齢者医療の保健事業につきまして電算処理委託料の4万7,000円の増と、負担金で健診等事業費の負担金が87万2,000円増額ということで、すこやか健診の受診者の増額による増額補正でございます。以上でございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

[挙手する者あり]

3 番 桂川一喜君。

○3 番（桂川一喜君）

一般会計の農林水産業費、林業費の林業振興費、31ページになりますけれども、危険木除去事業についてのマイナス補正、要はこれだけの事業費確定によって余ったということなんですけど、危険木につきましては、今、村内からバックオーダーみたいに、要はやってほしいんだけどなかなか予算がないのでというようなバックオーダー的なものがあつたのかなかつたのか、御返答をちょっといただきたい。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

危険木につきましては、まずうちのほうの予算といたしまして、枯損木という県単事業がございます。その事業で、それが県2分の1事業ですので、そちらを優先的に使っておりまして、まずどの木を切るかという問題につきましては、今、山のほうに6団地がございまして、それぞれその役員さんとか、そういった方々から一応出していただいたりとか、また議員さんのほうからもそう

いった御指摘をいただいた木。いわゆるうちのほうで該当する木、あと道沿いで、うちのほうで該当しない木とあるわけですが、そんなところで使い分けをしております、今回の補正につきましては、一応今年度、29年度出てきたものに関しまして終了したということで、これ以上は危険木の事業ではやらないよというようなことで減額させていただくと。森林組合と一応契約をしておるものですから、その契約についてうちのほうは支出をしております、契約分については今年度は済んだというようなことでございます。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

実は仕組み的には結構理解はしているんですけども、実は出す側ではそういう区別をきちんとされているというのは、今までも何度も伺っていますけれども、今度村民側からするとなかなか危険木とか枯損木とか日照木とか、その辺の区別がしっかりついてない中で、やっぱり切ってほしいけれども、結構お金がかかるからなかなか切っていただけないというときに、こういう余ってくると言ったらちょっと言葉は変ですけども、契約上結構一定の金額の中で、これも結構大きな金額が余ってきます。これは後ほど例えば入札差益みたいな考え方と同じような考え方の中で、一定の事業費が行きましたと。だけど、やっぱり契約上、思ったより余ってきたときには、再度何かのほかに切れる場所がないだろうかというような見直しの方向性というのを見出すのが、これは今年度の事業として一旦切りをつけて、来年度の予算の中でやっていかれるのかというのは、これは方針だと思いますので、この辺についての方針だけ伺えればと思います。

○議長（服田順次君）

産業振興課長。

○産業振興課長（今井 稔君）

今、3番議員おっしゃったとおりに、事業としましては残り数カ月、1カ月足らずというようなところがありまして、委託するのは森林組合ということになりますので、森林組合も人数に限られておりますので、作業も当然限られるということになります。そういったことで、これ以上できないよと。向こうも計画がありますので、それに従ってやっておりますので、それで当然金が余ったとなれば減額するということになりますのでよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

今の提示がありました減額補正を調べたら、一般会計5,972万5,000円、それから特別会計6つで3,976万7,000円の減額があります。まだ1カ月、3月のおおむねあるわけですが、ここでこれ

だけの減額が上がったということは、ほぼこれで29年度予算が終わったかのようにも思うわけですが、その中で村長は執行責任者としてこの数字をどのような観点から、事業としてやって残った金もあるし、やれなかった事業も、私も今説明を受けてぱっと走っただけですので、質問したいこともあるわけですが、まずその辺の数字を見てどのように見解を持ってみえるか、ちょっとお伺いをします。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

今説明しました土木費関係の国・県の補助金を使うものについては、予算枠の確保というのは大事でございますので、当初から大きな金額をしておいても補助率が30%になってしまったということで下がってきたというのが大きな理由でございます。あとは事業確定ということで、事業を決して縮めたわけではなく、精査してやった結果、残ったということで減額をしておりますので、決して事業をやり足らなかったとか、そういうような思いではございません。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

6番 今井保都君。

○6番（今井保都君）

具体的に一つだけ申し上げます。35ページの一般会計の補正予算の中で、道路の公共設備の管理推進事業の中で、村道の整備事業319万6,000円ですか。これだけ減額になっているわけですがけれども、村道に関しては私たちもよく走るわけですがけれども、まだまだ道路の傷みぐあいのひどいところもあって、なかなか要望しておっても予算の関係とか時期とかいろいろな中でできないことは重々承知もしますけれども、こういった道路の補修なんていうのは、100%とまで言いませんけれども、ある程度の予算を使い切ってもらって、村の中の生活支援というか、道路のインフラ整備の中でも対応してもらいたいなというのが私の願いですけれども、その辺の見解は。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

補償の必要性は十分考えておまして、急に穴があいた点々舗装とか、そういうのは補償費を持っておっていつでもできるようにしております。だから、今回こういった形で予算の整備をさせていただくのは、やはり計画的にやっていった舗装事業等が減額になったということでございます。今後とも側溝が悪いところですか、舗装が傷んできたところとか、そういうところは常に点検をしておって、順番にできる限り有利な起債、あるいは補助金を使って事業化してやっていきたいというふうに思っていますので、その兼ね合いがあって事業の中で予算が余ったからここをやりましょうよというふうにはなかなかいかないということだけは御理解をいただきたいと思っております。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

簡易水道の特別会計でございますけど、先ほど大明神地区の水道管の工事をやって、仮設工事のみで今回済ませたという説明でございましたけど、その後、今後また本工事をやらなければならないということにもなるのか、お聞かせをいただきたい。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

今の水道管移転補償費につきましては、今年度は当初は本設で上部工をつくって、そこへ新しい水道管を添架するところまで当初は見込んでいたわけですがけれども、県のほうが仮設の工事費分ぐらいしかつかなかったものですから、ことしは仮設工事を行って、来年度本設工事で上部工を県が行いまして、その後に水道管をそこに新しく取りつけるというふうに今後やっていく予定でございます。その後、仮設をことし組みましたけれども、今度仮設が必要でなくなるために、それをまた撤去すると。そこまで来年度一応やる予定で今回30年度はそのように予算に。

[挙手する者あり]

○議長（服田順次君）

4番 樋口春市君。

○4番（樋口春市君）

ということは、二重に予算をかけなければならないということですよ。仮設分を撤去して、本工事を来年度やるという。

○議長（服田順次君）

建設環境課長。

○建設環境課長（今井義尚君）

農政のほうの補助金というのは、当初は全額全部やるとこれだけですよというふうでなっていますので、あと実際年度が変わって県のほうで配分をしていくわけですがけれども、その中で全額つけばそのままできますけれども、全額つかないために今回減額するという形ですがけれども、当初にはそれが一応見込んであったということで、そういうふうで今までも進めてまいりましたけれども、今後も来年度はそういう形で、一応そういう予定で今現在当初予算で組んでありますので、実際あけてみないとわからんところは、また今後県からのあれのやつで、去年、おとしなんかはそれが全くゼロということになったこともありますので、そんなようなことで県のほうは進めておりますので、それに基づいて行っていくという形ですが。

○議長（服田順次君）

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

手間返しをやって、もう一回やったやつをまた取ってと、そういうふうにとられたかと思います。そうではなくて、山本橋なんですけど、やっぱり山本橋のかけかえの中山間の事業の水道管のかけかえ工事ですので、どの時期でやっても一回仮設はしておいて、水道を供給しておいて、本体工事をやったときにまたかけかえなきゃいけないので、予算が倍に要ったということではないというふうに御理解いただきたいです。

ただ、時期が、今課長が説明しましたように、1年度でやれなかったのも、とりあえず仮設が出てきたということで、本設は来年度ということでございます。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の18ページにあります消防活動基金繰入金のところの説明がきちんと聞き取れなかったこともあったんですけども、最終的に基金の残高がどれだけになっているかということと、村長が前から行く行くはということもおっしゃっていらしたので、あえて繰入金の減額の10万と、それから積立金が1万円、歳出のところにあったわけですけども、現在の基金残高というのは今すぐおわかりになりますか。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

済みません、18ページの減額につきましては、前回の補正のときに消防の基金は全額今年度繰り入れて、消防のポンプの修繕に基金を充てるということで予算を組ませていただいたんですが、当初に10万円予算がついておるのを見落としておりまして、つけ過ぎまして、実際の基金は補正後の50万8,000円しかなかったんですけど、60万8,000円を繰り入れる予算をつくってしまったので、これは錯誤修正のような形で修正をさせていただきたいということですし、あと利子なんですけども、1,000円つけておりますが、実際の利子は数円なんですけれども、それをどうしようかという協議をしておるんですけども、一応基金条例はしばらく残すということですので、来年度の積立金は一般財源をつけて1,000円を積み立てていくという運用にしたいと思います。

○議長（服田順次君）

ほかに。

[挙手する者あり]

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

一般会計の27ページ、これは資料としての確認だけです。

最下部なんですけど、全てゼロという行が入っているんですけど、これは金額の落としなのか項目の落としなのか、ただそれだけの単純な資料説明をお願いしたい。27ページの最下部です。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

これは使用料のほのぼのさんの財産の売却なんですけど、財源補正をしておいて、ゼロ・ゼロ・ゼロになっておるんですけども、数字のほう表に出てこなくて、特定財源のその他のところで同じ額減って同じ額ふえてという動きをしておりまして、差し引きゼロという動きになっておりまして、それはほのぼのさんの売却のほう今年度の使用料の残りの収入額の金額で売却するという売却契約になっておりまして、同額で売却しましたんで、その分入ってきますけれども、収入の使用料のほうは減額になりましたので、同じ額を増減ということで、そういう動きが中であるということで、表に出てくるのはゼロということになっていますので。

〔挙手する者あり〕

○議長（服田順次君）

3番 桂川一喜君。

○3番（桂川一喜君）

これはお願いになりますけれども、今の説明を一番右側の部分にプラマイで書いていただきますと、多分今の余分な質問をしなくて済むかと思っておりますので、できればよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（服田順次君）

総務課長。

○総務課長（安江 誠君）

済みません、これはシステムでこの資料ができておりまして、そういう細かい動きができないところがございまして、歳入の中までで両方出てきますので、もう少し丁寧な説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（服田順次君）

ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から議案第15号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件を一括して採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第9号 平成29年度東白川村一般会計補正予算（第11号）から議案第15号 平成29年度東白川村後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）までの7件は、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第22、議案第16号 工事請負変更契約の締結についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育課長 安江任弘君。

○教育課長（安江任弘君）

議案第16号 工事請負変更契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び東白川村議会の議決に付すべき契約に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

記、1. 契約の目的、はなのき会館・はなのき別館大規模改修第2期電気設備工事。2. 契約の方法、随意契約。3. 契約の金額、（変更前）5,367万6,000円、（変更後）5,470万6,320円。4. 契約の相手方、岐阜県加茂郡東白川村神土2116番地、有限会社伸光電気工事、代表取締役 安江昭仁。5. 工事の場所、東白川村神土地内。

別紙に定例会資料説明がございますので、開いていただきますと内容が載っておりますので説明させていただきます。

まず、工事名は先ほど申しましたとおりですし、工期につきましては8月28日から3月9日ということで、工期の変更はございません。予定どおり行っております。

主な工事の箇所につきましては、電気設備工事ということで、今回は変電電気の設備を一式とか、一般の照明設備の工事を一式、それから調光の照明設備一式等を行っている事業の中で、今回変更させていただくものにつきましては、その下の四角にありますように、入札差金によりまして火災報知機の設備工事を追加するというご希望をいただいております。大きな変更理由は一つと、それからもう一点、小さなことですが、館内にあります時計をデジタル式の電波時計に変えるということも追加させていただきました。

火災報知機の今回の工事追加につきましては、今回はいわゆる機械の老朽化と、それから電気を今回変えさせていただくことで、仮設の足場がありました関係で、それを利用することによって経済性から火災報知機、それから感知器、そういったものを交換できることができましたので、今回

入札差金を使わせていただいて有効利用させていただくということで増額させていただきましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号 工事請負変更契約の締結についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第16号 工事請負変更契約の締結については、原案のとおり可決されました。

◎議案第17号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第23、議案第17号 財産の処分についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 安江誠君。

○総務課長（安江 誠君）

議案第17号 財産の処分について。次のとおり財産を処分したいので、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

1. 処分の財産は建物でございます。2. 処分財産の表示は、所在地が加茂郡東白川村神土字平524番地6、構造が鉄骨づくり亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建てでございます。延べ床面積が1,496.34平米でございます。3. 売り払いの方法は随意契約でございます。4. 売り払い金額が2,484万円でございます。5. 契約の相手方が加茂郡東白川村神土548番地、株式会社東白川、代表取締役安江眞一氏でございます。

この件につきましては、詳細についてはさきの評価委員会で説明をしたとおりでございますが、第三セクターに移転することによりまして、財産管理の効率化を図るものでございます。以上で

ございます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第17号 財産の処分についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第17号 財産の処分については、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とし、20分から再開したいと思いますのでよろしくお願いをいたします。

午後4時13分 休憩

午後4時20分 再開

○議長（服田順次君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎同意第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第24、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを議題とします。

地方自治法第107条の規定により、今井保都君の退場を求めます。

〔6番 今井保都君 退場〕

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求める。平成30年3月2日提出、東白川村長。

氏名、今井保都、生年月日、
、住所、東白川村五加

今井保都氏は、長年村議会議員の要職にあり、いろいろな役職もお務めをいただいております。運営委員につきましては、平成17年より就任をいただき、その間、診療所化に当たり貴重な御意見もいただきました。今回再任をいただくことにより、診療所の運営について大所高所からの御指導がいただけるものと思っております。何とぞ御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第1号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

今井保都君の除斥を解除します。

〔6番 今井保都君 入場〕

今井保都君に東白川村国保診療所運営委員選任につき議会が同意したことを報告します。

◎同意第2号から同意第5号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（服田順次君）

日程第25、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてから日程第28、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてまでの4件を一括して議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。東白川村国保診療所運営委員に次の者を選任したいので、東白川村国保診療所事業の設置等に関する条例第3条第3項の規定により議会の同意を求めます。平成30年3月2日提出、東白川村長。

記でございますが、お名前ですが、氏名、木村成人、生年月日、
、住所、東白川村神土。

木村成人氏は、現在、老人クラブの福寿会会長として老人クラブ活動を初め、数々のボランティア活動にも精力的に御尽力をいただいております。高齢者の方々の代弁者として貴重な御意見、御指導をいただけるものと思っておりますので、同意をいただきたいかと存じます。

続いて、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意について。本文を省略させていただきます。

氏名、安江勲、生年月日、
、住所、東白川村神土。

安江勲氏は、現在、民生児童委員の要職にあり、村内のひとり暮らしや高齢者の見守り等、御尽力いただいております。今回再任いただくことにより、診療所の運営について大所高所からの御指導が得られると思っております。

続いて、同意第4号、本文を省略させていただきます。氏名、安江登美子、生年月日、
、住所、東白川村越原。

安江登美子氏は、運営委員に平成17年より就任をいただき、その間女性目線でお気づきいただいたことをいろいろと御助言賜りました。今回再任いただき、女性としての立場と、商工会女性部長もお務めであり、経営者としての視点での御指導がいただけるものと期待をしておるところでございます。

続いて、同意第5号。氏名、古田紀代子、生年月日、
、住所、東白川村神土。

古田紀代子氏は、運営委員に平成17年より就任をいただき、母子・寡婦福祉会の活動を初め日赤奉仕団などさまざまなボランティア活動にも御尽力をいただいている方でございます。今回再任をいただくことにより、豊富な経験から適切なる御指導がいただけるものと思っております。

選任同意につきましてはよろしく願いをいたします。

○議長（服田順次君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから各案件を順次採決します。

初めに、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第2号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第3号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。
お諮りします。本件は原案どおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第4号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

次に、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意についてを採決します。
お諮りします。本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、同意第5号 東白川村国保診療所運営委員の選任同意については、これに同意することに決定しました。

◎議案第18号から議案第27号までについて（提案説明）

○議長（服田順次君）

日程第29、議案第18号 東白川村常勤の特別職職員の平成30年度における期末手当の割合の特例に関する条例についてから日程第38、議案第27号 平成30年度東白川村後期高齢者医療特別会計予算までの10件を新年度予算関連により、一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長 今井俊郎君。

○村長（今井俊郎君）

本日ここに平成30年東白川村議会第1回定例会に平成30年度予算案及び関連する諸議案を提出し、議員の皆様にご審議をお願いするに当たり、村政運営に当たっての所信の一端を述べ、議会を通じて村民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

第1章 国の予算編成動向

国の平成30年度予算編成方針では、経済・財政再生計画（経済財政運営と改革の基本方針2015）における集中改革期間の最終年度であり、同計画に掲げる歳出改革等を着実に実行するとしていま

す。改革工程表を十分踏まえて、歳出改革を着実に推進するとの基本的な考えに立ち、その取り組みを的確に予算に反映する。また、予算編成に当たっては我が国財政の厳しい状況を踏まえ、引き続き歳出全般にわたり聖域なき徹底した見直しを推進するとし、地方においても国の取り組みと基調を合わせ、徹底した見直しを進めるとしています。

一般会計の総額は前年度比0.3%増の2,580億円増の97兆7,128億円となっています。基礎的財政収支対象経費から地方交付税交付金等を除いた一般歳出は58兆8,958億円で、前年度比0.9%増となっています。そのうち社会保障関係費は1.5%増（4,997億円増）の32兆9,732億円となっています。また、地方財政計画では、地方が地方創生に取り組みつつ、安定的に財政運営ができるように地方交付税等の一般財源総額は平成29年度を4,034億円程度下回る額を確保したとしています。地方交付税は2.5%減の15兆9,264億円となっています。

第2章 本村の予算編成の基本方針

平成30年度の予算編成に当たっては、実質3年度目となる東白川村総合戦略と第5次総合計画の将来像に掲げた「豊かな自然と、美しい景観に包まれて、人がかがやく、地域力のあるむら、ひがししらかわ」の実現に向けた予算編成に取り組みました。

第3章 予算関連議案の概要

本議会に提出します平成30年度予算関連議案件数及び会計別予算規模は、次のとおりであります。

第1 提出議案件数

予算関係7件、条例関係3件、合計10件。

第2 一般会計予算額

一般会計予算額は、前年度と比べ4億8,300万円増の30億200万円となり、前年度対比は19.2%増額となりました。これは、はなのき会館大規模改修、地方創生関連事業などの継続事業に加え、医療福祉ゾーン整備事業に係る診療所特別会計への繰出金によるものです。

第3 特別会計予算額

国民健康保険特別会計3億7,630万円、介護保険特別会計2億9,150万円、簡易水道特別会計2億5,330万円、下水道特別会計2,550万円、国保診療所特別会計8億6,430万円、後期高齢者医療特別会計4,290万円。以上、特別会計予算総額は、前年度と比べ4億6,640万円増の18億5,380万円、前年度比33.6%増であります。

第4 各会計予算額の合計

一般会計並びに特別会計の予算総額は、前年度と比べ9億4,940万円増の48億5,580万円、前年度比24.3%増です。これは、特に多額な医療福祉ゾーンの整備事業が一般会計では国保診療所特別会計への繰出金として計上され、再度、国保診療所特別会計の事業費として計上していることによるものでございます。

第4章 一般会計の歳入の概要

歳入では、村税は景気の動向が不透明ですが、29年度の実績を考慮し、前年度より2.5%増の2億172万円を計上しております。地方消費税交付金は、前年度と同額の3,800万円を計上しておりま

す。また、消費税引き上げの3%分については、社会保障財源として使途が限定されているため、社会保障関係費に財源充当しております。

普通交付税は、業務改革を実施している地方団体の経費水準を地方交付税の基準財政需要額の算定に反映させるトップランナー方式の推進を見込み、前年度より4.5%減の10億5,000万円を計上いたしました。特別交付税は、地域おこし協力隊の経費に対しての措置や前年度の交付決定額を考慮し、前年度と同額の8,000万円としています。分担金及び負担金は、県営中山間地元負担金の減額などにより、前年度より23.7%減の566万円の計上となりました。使用料及び手数料は、可燃ごみ袋販売代金の増額などを見込み、前年度より0.3%増の5,884万円の計上となりました。

国庫支出金は、道路橋梁費社会資本交付金の減額などにより、前年度より1.9%減の1億3,918万円の計上となりました。県支出金は、県単急傾斜地崩壊対策事業補助金の減額などにより、前年度より0.3%減の1億5,831万円の計上となりました。

村債は、交付税措置率が高い有利な過疎対策債を主に活用してまいりますが、高校生通学等支援事業や農地流動化奨励金、高齢者等外出支援事業などソフト事業の財源として3,910万円を計上し、医療福祉ゾーン整備事業、はなのき会館大規模改修事業や防災安全交付金事業などハード事業の財源として5億2,550万円を計上し、これらに臨時財政対策債6,000万円を加えた総額は、前年度より58.2%増の6億2,460万円となっております。

また、基金繰入金では医療福祉ゾーン整備事業に積み立てておりました社会福祉医療施設等整備基金繰入金3億50万円の繰り入れを初め、財政調整基金繰入金及びふるさと思いやり基金繰入金の増額により、前年度より169.6%増の5億620万円で、そのうち財政調整基金繰入金は前年度より1,000万円多い1億6,000万円を繰り入れる予定としました。また、関連して、繰越金についても29年度決算見込みから前年度より2.7%増の8,352万円を計上いたしました。

第5章 一般会計の歳出の体系別概要説明

本章の説明は、総合計画における基本計画の体系に沿って説明をいたします。

第1 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり

1. 中山間地域等直接支払推進事業等の継続推進。

中山間地域等直接支払推進事業は、第4期対策の4年目となり、5年目となる多面的機能支払交付金事業とともに継続して実施し、村の大切な資産である農地を守る事業を推進してまいります。

2. 林業・製材業・建築業担い手育成事業。

地方創生事業で取り組んでいる林業・製材業・建築業担い手育成事業を継続し、全国から木材関連産業の担い手を募り、事業所への就業を促進し、技術の習得のための研修など、受け入れ事業所への支援を行う予定でございます。

3. 農林業振興策。

農産物や特産品の流通、アンテナショップの拡大を図るとともに、収益の増加と知名度アップを図ってまいります。元気な農業産地構造改革支援事業では、平成29年度にトマト予冷庫も整備され、美濃白川トマト産地の生産体制をより一層強化します。

有害鳥獣対策では、引き続き狩猟登録への補助を行うほか、捕獲頭数の増加見込みによる報償金の増額など対策の充実に努めてまいります。

また、集落営農活動を推進し、営農用施設整備への補助を行うとともに、組織が取り組む水田を中心とした農地の集約にも農地流動化奨励金制度を活用してまいります。

林業振興では、100年の森林づくり構想を掲げ、本村全域が望ましい森林の姿となることを目指し、29年度より五加地区から調査に入り、30年度は神土地区の調査を行います。継続事業として、森林整備地域活動支援交付金事業により山林環境を保全するとともに、みなとモデル事業での実績と信用で2020年に開催されます東京オリンピック・パラリンピック関連の施設建設に向けて、F S C材の需要拡大の推進を図ってまいります。また、森林組合やプレカット協同組合が実施する機械整備の補助を予定しております。

4. 商工業振興策。

商工会経営改善普及事業及び中小企業退職金共済制度、商品券発行事業への補助や商工業設備資金利子補給を継続して行います。また、29年度に引き続き事業所の従業員の資格取得に係る経費の補助を行います。また、つちのこむらメンバーズでは、黒川、加子母、佐見の加入者が増加しており、引き続き商工業者の支援を行っていきます。また、村内産品販売促進事業のふるさと納税還元品も一層充実を図り、寄附者の増加を図ります。

5. 地域活性化策。

地方創生事業として、ECモール（つちのこマルシェ）による村内産品の販売促進やフォレストスタイル事業の管理運営を行うとともに、平成30年度に任期満了となる隊員2名の定住・定着に向けた支援、また、みのりの郷東白川株式会社、株式会社ふるさと企画派遣の隊員の資質向上など行い、それぞれの隊員が強みを生かした活動を積み重ねることで地域活性化事業を推進してまいります。

第2 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり

1. 県営土地改良事業・県単土地改良事業等。

県営土地改良事業では、中山間地域総合整備事業により大明神山元橋のかけかえ及び老朽化した用排水路の修繕工事を実施します。平成31年度事業採択に向け、基幹農道及び農道橋耐震事業の実施計画を作成します。県単土地改良事業では、黒淵フケ用水の修繕工事を実施します。また、県単林道工事では小峠線ののり面改良を、県単治山工事では井の洞谷流路工整備を予定しています。

2. 急傾斜地崩壊対策事業。

平集落上小林地区の急傾斜地崩壊対策事業については、中学校体育館裏から村営住宅若鮎荘までの間を平成30年度より県営事業として引き続き整備をします。

3. 危険木除去事業等。

危険木除去事業や枯損木処理緊急整備事業、国県道日照支障木除去事業を引き続き実施します。

4. 防災対策事業。

防災対策として、避難所の防災倉庫への備蓄品の配備を引き続き行います。また、小型動力ポンプつき積載車1台を更新し、消防団活動の充実に努めます。

また、防災計画でのレッドゾーン解消を図るため、神土中ノ谷及び越原曲坂川の砂防事業を推進し、平成30年度は用地調査を予定しています。

5. 道路橋梁維持事業。

社会資本整備総合交付金事業により、杉林線の道路改良を推進するほか、防災安全交付金事業で魚戸線落石対策工事を初め、路面や橋梁の修繕工事を予定しています。

6. 官民共同の地域づくり支援事業。

住民がみずから生活に密接した施設を整備する事業に必要な支援をしております。中谷集落の共同墓地改修のための支援を予定しております。

7. 地籍調査事業。

山林等の境界明確化を推進するため、地籍調査事業を引き続き実施します。

8. 人口対策推進事業。

I・Uターン者の定住のための助成事業や出産祝い金事業を引き続き行うとともに、定住促進を目的とした奨学金返済支援補助等を新たに予定しております。

第3 お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり

1. 高齢者等外出支援事業。

高齢者や障害者の皆様を対象に、診療所や役場、金融機関のほか介護予防教室等の参加や買い物支援への送迎を行う外出支援サービスと透析通院や中核病院への通院支援を引き続き行います。

2. 予防接種事業等。

インフルエンザの集団感染を防ぐためにワクチンの接種費用について、1歳児から中学生までと生活保護世帯等は全額補助を、高齢者は一部補助を継続して実施するとともに、定期接種となった高齢者肺炎球菌ワクチン接種の一部補助を行います。また、中学2年生全員を対象にピロリ菌検査を全額補助で行います。

3. 福祉生活支援事業。

低所得高齢世帯等へのつちのこ商品券配布事業と、在宅での要介護者や生後7カ月までの乳児のいる世帯等へのごみ袋無料配布事業を引き続き実施します。

4. 障害者対策、高齢者対策事業。

神土地区のふれあいサロンは3年目に入り、コミュニティー拠点として利用拡大を図るとともに、昨年整備した五加地区の交流サロンほほえみでは、地域ボランティアを中心として高齢者や地域住民との交流を通して、健康寿命の延伸や仲間づくりの輪を広げていきます。また、越原地区での交流サロンにつきましては、子育て拠点施設としての今年度実施計画を予定していますが、関係の皆さんと丁寧な意見交換を行って決定してまいります。また、障害児の通学支援や老人クラブ運営支援を引き続き進めてまいります。

5. 子育て支援事業。

3歳以上児の保育料の無料化や病後児保育、学童保育の支援など引き続き子育て世代をサポートしてまいります。

6. 高校生の支援事業。

引き続き高校生の通学に係る各種補助のほか、奨学金を受けて大学、短大等卒業後、Uターンなどで村へ移り住まれる（定住する）方が返済している奨学金の一部を補助する支援事業も継続をします。

第4 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり

1. 小・中学校運営。

30年度は、本格的に児童・生徒用のタブレット端末を計画的に配置し、学習ソフトを活用した授業に取り組みます。また、引き続き小規模校・少人数学級だからこそできる体験学習として、「輝け東っこ事業」を実施します。

2. 保健体育事業。

スポーツ・トップアスリート交流事業を引き続き開催するとともに、村民の健康と体力保持の増進を図るため、ウォーキング大会や軽スポーツ大会を実施します。

3. 公民館事業。

はなのき会館の大規模改修は引き続き第3期工事を予定し、一部外構工事を次年度に行い、平成31年度の完成を目指します。また、各種公民館講座を開講し、生涯学習の機会を提供しつつ、文化の薫り立つ村の事業も引き続き取り組みます。

第6章 特別会計の予算概要説明

第1 国民健康保険特別会計

平成30年度は、県を財政運営の責任主体として位置づけた国保制度改革の初年度であり、特別会計の安定的な財政運営や効率的な事業推進を進めてまいります。加入者は633人（前年度667人）、保険税は5,836万円、前年度比0.7%減を想定しています。制度改正により、保険給付費は全て県費で賄われることになり、かわりに保険税に相当する事業費納付金を9,995万円を納付する予算とし、前年度より11.1%減の3億7,630万円の予算編成になりました。制度改正に伴い、1人当たり医療費が他の市町村より高い本村においては、1人当たりの納付金額が高くなります。また、保険者努力支援制度が開始されたことを受け、特定健診を初めとした各種健診事業の受診率向上などにより、被保険者の健康の維持や疾病の予防、早期発見により医療費の適正化を図り、県と連携した国保財政の健全化に努めます。

また、保険税等の未納対策につきましては、保険事業は相互扶助であることを十分説明し理解していただき、村税とあわせて収納率の向上に努力するとともに、地方税法で認められた強制執行なども実施をいたします。

第2 介護保険特別会計

介護保険特別会計は、第1号被保険者967人（前年度992人）を想定し予算編成をいたしました。予算額は2億9,150万円で、前年度と比べ2.8%減となっていますが、制度の改正により、要支援者に対する訪問介護と通所介護の予防サービス給付が地域支援事業へ移行することになったため、介護保険給付費が自然減も含めて676万7,000円の減となり、関連して地域支援事業費は38万7,000円

の増となっております。

30年度は、第7期介護保険事業計画の初年度となります。基準となる月額保険料率は第6期と同額で予算を編成しております。第7期においても介護予防事業を重視し、要支援、要介護状態等となる可能性のある高齢者を早期に把握し、より効率的な介護予防のあり方や地域包括ケアシステムの構築について研究するとともに、地域ぐるみで実践することで介護保険制度の健全運営に努め、利用者へのサービスを安定的に提供することを行政の責務と認識し引き続き努力を重ねてまいります。

第3 簡易水道特別会計

簡易水道は、平成16年度全村水道化し、現在の給水件数は985件（前年度987件）で、給水普及率96.7%となっております。

平成30年度は曲坂水源系施設の機器更新事業が2年目となり、曲坂、神付、加舎尾地内の配水池、加圧送水ポンプ設備の計装盤等の更新を予定しています。その他の施設についても更新の時期になっているため、少しでも長く使用できるよう適切な維持管理や改修工事を進め、安全で正常な水道水の供給に努めてまいります。予算額は2億5,330万円で、簡易水道建設事業費減により、前年度と比べ23.9%の減となっております。

第4 下水道特別会計

下水道施設として、4施設の小規模集合排水処理施設の管理を行っており、受益戸数は、宮代地区19戸、平西地区34戸、平東地区23戸、平中地区19戸、合計95戸となっております。各組合の御尽力により安定した運営をしていますが、一部加入者の減少が見られますので、各組合が引き続き安定した経営が行えるように対策を講じてまいります。

また、当施設も稼働後15年以上を経過しており、機器が老朽化してきているため、平東地区において機器の更新を行います。予算額は2,550万円で、施設維持管理費の減により、前年度と比べ0.7%減となっております。

第5 国保診療所特別会計

診療所は、地域の医療機関としての責任と村民の皆様からの期待を認識し、村民の疾病治療と健康管理に職員一丸となって努力してまいります。医師の確保や職員の高齢化など、僻地医療を取り巻く問題は山積していますが、引き続き経営改善に努めてまいります。

医療・福祉ゾーンの整備では、第1期工事として、診療所及び老健施設に関連する建設・外構工事を予定しています。8月ごろをめどに工事に着手し、31年3月末の完成を目指します。予算額全体では8億6,430万円で、前年度と比べ222.2%増と大幅な伸びとなっております。

第6 後期高齢者医療特別会計

後期高齢者医療特別会計は、75歳以上の方617人（前年度617人）を想定し、保険料の徴収及び申請書の受け付け事務等に係る経費を計上いたしました。予算額は4,290万円で、前年度と比べ15.3%増となっております。

第7章 むすび

以上のとおり、平成30年度における村政の運営と主たる事業並びに予算の概要を御説明申し上げましたが、予算に関連します各種条例改正も上程していますので、慎重審議の上、御決定賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

29年度は、幸いにも大きな豪雨災害が発生しておらず安堵しているところではございますが、昨今の異常気象はいつどこで災害が起こるかわからない状況であります。このような有事に対する備えを充実しなければならないと考えております。

これで万全とは到底まいませんが、今後も財政調整基金や公債費の管理を行い、適正な財政運営に努めながら、地域の経済や村民の皆様の生活が少しでも向上するように、職員とともに知恵と汗を出して努力してまいりますので、村民の皆様、議員の皆様の格段の御指導と御協力をお願い申し上げ、平成30年度予算の説明といたします。平成30年3月2日、東白川村長。以上であります。ありがとうございました。

○議長（服田順次君）

お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思えます。御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

なお、来週3月5日の本会議は午前9時30分から開催しますのでお願いをいたします。

本日はこれで延会とします。

午後4時56分 延会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

